

平成28年9月第5回亶理町議会定例会会議録（第4号）

○ 平成28年9月8日第5回亶理町議会定例会は、亶理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	鈴木 高行	2 番	渡邊 重益
3 番	小野 一雄	4 番	佐藤 邦彦
5 番	小野 典子	6 番	高野 進
7 番	安藤 美重子	8 番	渡邊 健一
9 番	高野 孝一	10番	佐藤 正司
11番	鞠子 幸則	12番	大槻 和弘
13番	百井 いと子	14番	鈴木 邦昭
15番	木村 満	16番	熊田 芳子
17番	佐藤 アヤ	18番	佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 貞	副 町 長	三戸部 貞 雄
総務課長	阿 部 清 茂	企画財政課長	吉 田 充 彦
用地対策課長	山 田 勝 徳	税務課長	西 山 茂 男
町民生活課長	南 條 守 一	福祉課長	佐 藤 育 弘
被災者支援課長	吉 田 美 和 子	健康推進課長	岡 元 比 呂 美
農林水産課長	齋 藤 幸 夫	商工観光課長	齋 義 弘
都市建設課長	佐々木 人 見	復興まちづくり課長	袴 田 英 美
上下水道課長	川 村 裕 幸	会計管理者兼会計課長	牛 坂 昌 浩
教育長	岩 城 敏 夫	教育次長兼学務課長	鈴 木 邦 彦
生涯学習課長	佐 藤 和 江	農業委員会事務局長	菊 地 和 彦
選挙管理委員会書記長	阿 部 清 茂	代表監査委員	澤 井 俊 一

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	渡 辺 壮 一	庶務班長	伊 藤 和 枝
主 事	櫻 井 直 規		

議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第50号 亶理町町民乗合自動車条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第51号 亶理町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第52号 物品購入契約の締結について（平成28年度亶理町小型ポンプ積載車購入事業）
- 日程第 5 議案第53号 工事請負契約の締結について（平成27年度23都災第465号鳥の海公園（その2）都市公園災害復旧工事（繰越））
- 日程第 6 議案第54号 工事請負契約の締結について（平成28年度（復交）町道橋本堀添線道路新設（その3）工事）
- 日程第 7 議案第55号 工事請負契約の締結について（平成28年度（復交）町道荒浜大通線橋梁架替工事）
- 日程第 8 議案第56号 工事請負契約の締結について（平成28年度逢隈地区防災広場整備工事（復交））
- 日程第 9 議案第57号 工事請負契約の締結について（平成28年度吉田地区防災広場整備工事（復交））
- 日程第10 議案第58号 工事請負契約の締結について（平成28年度亶理第5-1号污水枝線（その3）工事）
- 日程第11 議案第59号 工事請負契約の締結について（平成28年度亶理第5-2号污水枝線（その1）工事）
- 日程第12 議案第60号 工事請負契約の締結について（平成28年度中央第3-1号雨水幹線工事）
- 日程第13 議案第61号 工事請負変更契約の締結について（平成27年度吉田地区（その2）防災公園整備工事（復交））

- 日程第14 議案第62号 工事請負変更契約の締結について（平成27年度吉田地区（その3）防災公園整備工事（復交））
- 日程第15 議案第63号 工事請負変更契約の締結について（平成27年度23都災第2956号亘理第三処理分区（その1）災害復旧工事）
- 日程第16 議案第64号 仙台都市圏広域行政推進協議会規約の変更について
- 日程第17 議案第65号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について
- 日程第18 議案第66号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について
- 日程第19 議案第67号 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第20 議案第68号 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合規約の変更について
- 日程第21 議案第69号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更について
- 日程第22 議案第70号 平成28年度亘理町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第71号 平成28年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第72号 平成28年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第73号 平成28年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第74号 平成28年度亘理町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第27 報告第15号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）
- 日程第28 報告第16号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）
- 日程第29 報告第17号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）
- 日程第30 報告第18号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）
- 日程第31 報告第19号 平成27年度亘理町健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第32 報告第20号 平成27年度亘理町水道事業会計の資金不足比率に

ついて

午前10時00分 開議

議長（佐藤 實君） 会議が始まる前に議員各位にご連絡申し上げます。町長より報告の申し入れを許可しておりますので、ご了承願います。町長。

町長（齋藤 貞君） 皆さん、おはようございます。

おくれてしまったんですけれども、大変うれしいことなのであえて皆さんにお知らせしたいと思います。既に新聞で報道されていますように9月5日、県警本部長、代理でコンソ部長がいらしたんですけれども、2年間亘理町死亡事故ゼロということで褒状をいただきました。大変うれしく思いますし、このことについては議員初め、町民の方との協力ということで感謝申し上げたいと思います。

2年前9月3日、茨田でもって死亡事故があつて以来でございます。このたびは1,000日を向かってということなんですけれども、1,000日に向かつてみんなで努力していければということでございます。大変うれしいことなので皆さんにご報告申し上げます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、1番 鈴木高行議員、2番 渡邊重益議員を指名いたします。

日程第2 議案第50号 亘理町町民乗合自動車条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第2、議案第50号 亘理町町民乗合自動車条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 皆さん、おはようございます。

まず、初めに、議案第50号 亙理町町民乗合自動車条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

議案書1ページになります。

議案第50号 亙理町町民乗合自動車条例の一部を改正する条例ということで、亙理町町民乗合自動車さざんか号につきましては、東日本大震災以降、平成23年10月から暫定路線、暫定ダイヤにて無償運行で被災者支援のために仮設住宅等を巡回しながら通院、買い物などの日常の地域交通の確保に努めてまいりました。ことし10月からの有償運行に伴いまして、条例を整理し、また以前に小・中学生が大人料金の半額だったものを高校生まで半額とした使用料の改正を行い、通学者の支援を行うものでありまして、3つの改正がございます。

新旧対照表でご説明申し上げますので、最初の1ページをお開きいただきたいと思っております。

1点目が第2条の設置でございますが、現行道路運送法第80条第1項ただし書きを第78条第1項第2号に改めるものでございます。これについては道路運送法の改正に伴いまして適用条文が繰り下げられたものでございます。

2点目でございますが、第3条運行路線及び運行区域であります、さざんか号の運行路線である北部循環線、サニータウン線、荒浜線、南部循環線の4路線におけるそれぞれの路線ごとの起点と終点を現在運行している運行状態に改めたものでございます。

続いて、2ページをお開きいただきたいと思っております。

3点目になりますが、別表6条関係で使用料の額をあらわしておりますが、区分欄の亙理町路線巡回乗合自動車の現行は小中学生が100円と大人料金の半額になっておりますが、そこに今回高校生を加えて料金体制を改めるものでございます。

次に、3ページをお開きいただきたいと思っております。

亙理町デマンド乗合自動車につきましては、現在まだ実施しておりませんが、今後導入に向けて検証していく予定でありまして、現時点で同様に高校生の使用料を改正するものです。

この改正文については施行日が平成28年10月1日となります。以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより、質疑に入ります。質疑はありますか。11番鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） まず、高須賀線がなくなるんですけれども、そうしますと荒浜小学校に通学している高須賀に住んでいる児童の足の確保はどうなるんですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） これについては、震災前、高須賀線運行しておりましたが、今現在、主に高須賀線については乗客等が学校の登下校ということで、荒浜小学校に行くということで高須賀線を確保しておりましたが、現在スクールバスを運行しておりますので、現時点では高須賀線については除いておりますが、今後ニーズがあれば変更で条例の改正等も検討したいと思います。以上です。

議長（佐藤 實君） 11番鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 2点目、わたりん号ですけれども、乗合自動車の関係は条例と管理規則がありますけれども、わたりん号は規定上、条例第9条に委任条項があり、管理規則の16条に委任の規定があります。管理規則上は規則に定めのないものにあっては町長が定めるとなっておりますけれども、わたりん号についてはこういう条例及び管理規則の規定で運行していると考えてよろしいですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今回の条例改正については震災後ということで使用料を徴収するというので条例整備させていただきました。現在条例があるものについては互理町町民乗合自動車。それから広域乗合自動車、岩沼吉田間の。その2つの条例があります。わたりん号については今、循環バスということで、復興庁から交付金として認められて無償運行をしておりますので、試験運行ということで料金取らないということで条例については整備してはなく、先ほど議員がおっしゃった町長の委任という形で今現在試験運行している状態です。以上です。

議長（佐藤 實君） 11番鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 乗合自動車について、昨日も一般質問の中で答弁されましたけれども、この条例、平成17年に制定されて10年過ぎましたけれども、いまだにデマンド乗合自動車の規定が入っている背景には、この乗合自動車を運行する前に議会

では全議員で特別委員会をつくって、福島県旧保原町、現伊達市に視察研修してまいりました。運行後も、安藤美重子議員が総務常任委員長のときに角田市、そして山形県川西町を視察して、両方とも早急にデマンド乗合自動車を運行すべきだという委員会の所見を出しております。ですから、10年もたつてなかなかデマンド乗合自動車が運行できなくなっておりますけれども、早急に運行すべきだと思いますけれども、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今現在、循環バスわたりん号については主に亘理地区の駅周辺を左回り、右回りということで走っております。これについては、将来デマンドバスにかかわる試験運行というか、デモ走行ということで復興庁から認められております。今年度9月以降、わたりん号についての乗降調査と意向調査を行う予定でありまして、意向調査を踏まえて今後のデマンドバス、時期的にはいつというのは今申し上げられませんが、時期が固まれば議員各位にお話ししますが、今そういうことで前段の準備ということです。さらに今現在までデマンドバスの走行が実現しなかったのは、町内のタクシー業界との合意がまだ図られていなかったということがありましたが、今現在循環バスについては町内のマルワタクシーさんと株式会社常南さんの2社で試験運行しておりまして、その中で今話し合っている中では将来的にはデマンドバスについて、ある程度合意はしつつありますので、合意に達した時点で町ではデマンドバスに向けて計画したいと思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 10番佐藤でございます。

被災者支援、交通手段の暫定運行ということでこれまで無料化でやってきたということですが、亘理町地域公共交通安全会議設置要綱では運行料金に関する事項、さらには路線または営業区域の廃止等に関する事項が協議事項に定められております。その中で、交通会議が何回開催されてどのような意見が出されたのかお伺いします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 地域公共交通会議については、ことし1月以降2回開催しております。その中で今回の路線、料金も高校生まで半額ということでその内容につ

いてお話しして公共交通会議では全会一致で了解をいただいております。

地域公共交通会議の中でお話が出ましたのは、やはり先ほど鞠子議員からお話がありましたデマンドバスについて早期実現をお願いしたいというお話もありました。もう一つは、本来の目的であります高齢者の地域の足ということで今後も検討していただきたいという、路線の見直し等も含めて検討していただきたいという意見をいただいております。以上です。

議長（佐藤 實君） 10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 特に、被災地荒浜、きのうも一般質問がございました。特に診療所がなくなっているのもそのための対応というか、交通弱者の交通手段としてわたりん号も含めたダイヤ改正、増便、その辺の考えはないのかどうかお伺いします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今現在についてはさざんか号については路線バスということで定期路線を走っている状況です。わたりん号については循環バスということで主に亘理の町の中を循環しているということで、タクシー業者さんが2社で運転等やりくりしてございまして、時間調整でいいますと今の路線、時間帯がある程度限界なんですけれども、町としては今後、行政区長並びに町民の方々より要望が出ておりますので、可能な限り100%とまでいきませんが、被災地対策ということで今後検討していきたいと思っております。

ただ、これについては今後有料となりますので、条例改正、国土交通省宮城運輸支局に変更の登録等、必要になっていきますので、ある程度時期がまとまった時点で、頻繁にはできませんが、重要度の高い部分から見直し変更等かけていきたいと考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） そうしますと、今度起点、終点が変わるわけですが、バスの時刻表も変わるということになるのでしょうか、10月1日から。その点お聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今回の条例の改正とあわせまして、国土交通省宮城運輸支局に有償運行の登録をしております。これについては現行のバス路線とバス時間帯

ということで申請しております、従来のバス時刻には今のところ変更ございません。そういう形で申請しております、今後変更等があれば時刻の変更も含めて条例改正し、広報等で周知図りますけれども、今のところは現行の時間、路線ということで走行したいと考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 先ほど、地域公共交通会議、年に2回開かれたという話をお伺いしたんですけれども、この中で土日運行についてとかという話が出なかったでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 1人の方から土日運行という話が出ました。これについては震災前に土曜日のみ運行したことがございます。それは路線によって違いますけれども、1日の乗降数が通常よりもかなり少なかったということで、震災前に土曜運行というのを打ち切った経緯がございます。

今後、土曜日の運行についてニーズがあれば検討はいたしますが、それも兼ねまして今後、先ほど言いましたバスの乗降調査、アンケート調査、実際に乗って聞き取りということで予定していきまして、今後需要があれば検討しますが、町側としましては震災前の実績等勘案して、これから慎重に検討していかなければいけないと考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第50号 亘理町町民乗合自動車条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号 亘理町町民乗合自動車条例の一部を改正する条例の件は原

案のとおり可決されました。

日程第3 議案第51号 亶理町指定地域密着型サービスの事業の人員、
設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第3、議案第51号 亶理町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） それでは、議案第51号についてご説明申し上げます。

議案書2ページをお開きください。

議案第51号 亶理町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

亶理町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

今回の改正でございますが、新旧対照表を使ってご説明いたしますので、新旧対照表4ページをお開き願いたいと思います。

今回の改正内容ですが、介護保険法の改正によりまして今まで県が指定所管しておりました通所介護事業所のうち、定員18名以下の事業所について事業所所在地の市町村が指定指導を行う地域密着型通所介護事業所となることから、改正案のとおり条例第5条の次に第5条の2として指定地域密着型通所介護の基本方針を新たに加えて事業の推進を図るものでございます。

それでは、議案書2ページにお戻りいただきまして施行日でございます。附則としてこの条例は平成28年10月1日から施行する。以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 12番大槻でございます。

18名以下の通所介護事業所なんですけれども、通常の通所介護事業所は今現在幾

らあって、18名以下の地域密着型通所介護事業所は町内何カ所ぐらいあるんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 通常の通所介護施設については町内8カ所でございます。今回18人以下の地域密着型通所介護施設につきましては町内3カ所でございます。

議長（佐藤 實君） 12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 地域協議会というのを設置しなければならないとなっていると思うんですけども、この構成メンバーというか、地域協議会というのは具体的にどのようなことをするのか教えていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 委員の構成につきましては、事業所の各代表と行政の代表、そのような方々が委員となっていていただいております。その内容につきましてはやはり事業所の運営がどのようになっているかということで、事業所から運営状況とかを出していただいて、それらについて協議していただくというものになっております。

議長（佐藤 實君） 12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 行政の代表といわれたら、区長とかそういうことだと思っけれども、事業所からその案を出してやるという格好ですか。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） そのようなことになっております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第51号 互理町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号 亶理町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第52号 物品購入契約の締結について（平成28年度亶理町小型ポンプ積載車購入事業）

議長（佐藤 實君） 日程第4、議案第52号 物品購入契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案書3ページをお開きいただきたいと思います。

議案第52号 物品購入契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第8号の規定により次のとおり契約を締結することができるものとするということで、記といたしまして、事業名が平成28年度亶理町小型ポンプ積載車購入事業です。

契約金額が2,272万3,200円。なお、落札率については95.67%でございました。契約の相手方が仙台市太白区鉤取本町1丁目10番1号 日本防災工業株式会社仙台営業所でございます。

次の4ページが資料となりますので、お開きください。

入札年月日が平成28年8月12日。入札方法が指名競争入札。入札指名業者が株式会社共栄防災、トーハツ県南サービス株式会社、株式会社アオキ、日本機械工業株式会社仙台営業所、日本防災工業株式会社仙台営業所、以上5社でございますが、なおこのほか株式会社モリタ仙台支店が指名業者に入っておりましたが、入札を辞退しております。

入札回数が1回。購入品目及び台数、小型動力消防ポンプ付軽4輪駆動積載車4台でございます。仕様につきましては別紙のとおりということで5ページが仕様書、6ページが参考資料ということで写真を載せております。納入する車につきましては仕様書に記載の内容と同等の製品ということで仕様内容を明示しており

ます。

受渡期限については平成29年3月24日。受渡場所は亘理町字下小路7番地4ということで亘理町役場敷地内でございます。以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） まず、4台新たに購入するということでございまして、特殊車両でございます。吉田分団というのは写真がありますが、配属先はどの地区になるのかと、4台が入ることによって全町で何台の車両が保有されることになるのかお尋ねいたします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（阿部清茂君） このたび、4台の購入なんですけど、現在ある車の更新となります。入れかえとなりますので、台数的には総数が30台が小型の積載車、3台が自動車ポンプ車ということでの配備になります。今回、4台更新するんですけど、こちらにつきましては荒浜分団第2部第2班、亘理分団第4部第1班、亘理分団第4部第2班、吉田分団の第3部第1班ということで、年式が相当古いもので、震災によりまして他の市町村から寄贈いただいた分の関係で更新するもの、それから津波をかぶって更新するものが1台ということでございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 今の答弁のとおり、多くの車両が震災で失われているということもございまして、今後、更新時期というのは計画的になされていくのか。どれくらい特殊車両というのは使えるものなんですか。実際問題、メンテナンスも大変だと思うんですけども、日々使う車両でないがゆえに維持管理がかなり難しい部分もあるかと思いますが、そのことについてお尋ねいたします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（阿部清茂君） 何年ぐらい使えるかということなんですけれども、このたび、更新する3台については目黒区、京都の南丹市等からいただいたもので、平成4年式と平成3年式が2台という状況でございます。相当、大事に使えば使えるものとは思いますが、いざというときのために、ある程度の年数では更新が必要と思っておりますし、今後におきましても古く登録したものについては更新を計画的

に進めていきたいと思っています。

機械の関係についてはそれぞれの班の中でも点検しておりますが、それをさらに厳しく点検するというので、機械担当の本部付の本部長とかがございますので、そちらが定期的に回って悪い点を指摘し、いざというときの対応を十分にするということでやってございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 今回、モリタ仙台支店、辞退されたということですがけれども、なぜ辞退されたのかわかれば教えていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それについては私どもわからないんですけれども、企業の都合で辞退されたということで理由については特に伺っておりません。以上です。

議長（佐藤 實君） 14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 指名でございますから、例えば本町の条件に合わなかったのかどうかということを私考えたんですけれども、そういうことじゃないわけですね。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今回に限らず、ほかの工事についてもよく辞退される方がおります。これについては企業のそれぞれの都合ですので、例えば金額が合わないとかいろいろな事情で辞退されていると思います。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第52号 物品購入契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号 物品購入契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第53号 工事請負契約の締結について（平成27年度23都災第465号鳥の海公園（その2）都市公園災害復旧工事（繰越））

議長（佐藤 實君） 日程第5、議案第53号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 議案書7ページをお開きいただきたいと思います。

議案第53号 工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により次のとおり契約を締結することができるものとするということで、工事名につきましては平成27年度23都災第465号鳥の海公園（その2）都市公園災害復旧工事（繰越）です。

請負金額が3億8,880万円。なお、落札率につきましては99.95%でございました。契約の相手方が亘理町荒浜字水神62番地 阿部工務店・結城組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業体です。

次の8ページが資料となりますのでごらんください。入札年月日が平成28年8月5日、入札の方法が条件付き一般競争入札ということでいわゆる復興JVでございまして、今回の条件の主なものにつきましては、代表者につきましては亘理町内に本社または本店を有する事業者で、土木一式工事について特定建設業の許可を受けており総合評定値が700点以上のものと、代表者以外の構成については北海道及び東北6県に本社または本店を有し、土木一式工事について特定建設業または一般建設業の許可を受けており総合評定値が600点以上のものが条件となります。

入札参加業者については阿部春建設・小野工務店・北紘建設 復旧・復興建設工事共同企業体、千石建設・宮城林産・木村建設 復旧・復興建設工事共同企業体、阿部工務店・結城組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業体、八木工務店・芦名組・丸福建設 復旧・復興建設工事共同企業体、以上4共同企業体でございます。

入札回数が3回。工事場所については亘理町荒浜字隈崎地内ということで次の次

になります。10ページに位置図を添付しておりますが、この位置図の右上の部分になりますが、朱書きの太線部分、県道荒浜港今泉線と町道荒浜大通線に囲まれた区域、この記載した部分となります。

工事内容につきましては次の11ページに計画平面図を記載しておりますが、都市公園鳥の海公園の災害復旧工事ということで園路及び広場工が2,720平方メートル、アスファルト舗装、車道部で4センチ、これが2,090平方メートル、土舗装10センチで3,020平方メートル、ベンチ7基、滑り台1基、運動施設設置工として2万7,150平方メートル、陸上競技場、サッカー場、野球場です。水飲み場が4基、便所が3基、柵設置工ということでフェンスが1,032メートルの施工となります。工期につきましては平成29年3月24日まで設定しております。以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。11番鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 入札回数ですけれども、今度3回ということは、1回目、2回目は全ての入札参加業者が予定価格以上の額の札を入れたということで、3回目を行って予定価格から一番遠い阿部工務店を代表とする共同企業体が落札したと考えていいですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 議員おっしゃるとおりで、予定価格に一番近い共同企業体が落札されたという考えでございます。

議長（佐藤 實君） 11番鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 入札の公表なんですけれども、亘理町は基本的に全ての入札を公表していますけれども、いわゆる条件付き一般競争入札の場合、予定価格、落札価格、入札回数、落札業者となっておりますけれども、いわゆる指名競争入札の場合は、入札回数ごとの入札参加業者がどのくらいの金額の札を入れたかを詳細に公表しております。ですから、条件付き一般競争入札もホームページ上は指名競争入札と同じように、どういう業者がどのくらいの金額の札を入れたかというところまで公表すべきだと思いますけれどもいかがですか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 指名競争入札については回数まで明示してホームページ上で

表示しています。ただいまご質問のあった一般競争入札については入札の結果表ということで、落札業者、価格のみ表示して回数については明示はしておりませんが、公開用ということで企画財政課窓口で閲覧可能ですので、通常は書面で閲覧していただいております。これについては、指名競争入札も一般競争入札も件数が多いんですけれども、今現在は指名競争入札に限って回数まで明示して公開しています。

一般競争入札は書面では公開しておりますけれども、インターネット上で公開するかどうかについては事務量も膨大なものですから、即答はできませんが今後検討したいと思います。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 公園なので、工期が3月24日ということになっています。公園の野球場、陸上競技場その他の遊具等についてはそこまで完成しているだろうと思います。しかし、供用開始となるとまたこれは違うのかなと思うんですけれども、いつごろからこの施設を利用できるようになるのかということについて伺います。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 鈴木議員おっしゃるとおり、3月末までには完成する形になりますけれども、このあとは陸上競技場の図面等見ていただきますと芝張り工といえますか、この後人工芝の工事もあります。ある程度野球場の芝張り等も養生期間というのが必要になりますので、今のところはっきりしたことが申し上げられませんけれども、来年度中旬ぐらいからは供用開始できるのかなとは考えております。

議長（佐藤 實君） 1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 今回の答弁からすれば3月までに工期は決めているけれども、繰越明許によって翌年まで延びるという察しがつくんですけれども。そして完成して供用するのは8月9月、その辺になるのかなという気がするのです。芝張りだってそんな簡単に張らないし、いろいろその辺では条件的に厳しいのかなと思うので、その辺の考え方、どういうふうに考えているのか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 現時点においては、この工事は年度末までに完成するとい

う考えでおりますが、先ほど申し上げましたとおり、陸上競技場の中の人工芝の工事が確かに繰り越しという形になると思います。そういった考えで今進めております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） この施設については、都市公園でございまして、陸上競技場、サッカー場、野球場と総合的なスポーツ施設として今後利活用が期待されると思います。そこで多くの人たちが来た場合、ここに記載されている駐車場で間に合うのかどうかということと、何台くらい駐車スペースあるわけなんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 具体的に、駐車場についてまだ計画的に確定していないんですけれども、従来の陸上競技場にあった駐車台数以上は確保できるように造成をしていきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 陸上競技場の使用方法でございしますが、かつての陸上競技場は正面ゲートは閉められた状況、そのほかに出入り口があったんです。鎖で一応、人が入らないような形のものがありましたけれども。ただ現状の使い方としてはかつての陸上競技場については近隣の人とか家族連れの方が散歩したり周回したり、そういった使い方もできていたわけなんですけれども、今後新たな施設となればそういったわけにはいかないと思います。そういった場合、出入り口は全て閉鎖して利用するときだけに使うという形にするのか。

また、サッカー場と人工芝と陸上競技場が一緒になっていますので、練習等の場合は両方共有できるような形で使わせるのか、この2点お聞きします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 基本的には従来ですと乗り越えるといいますか、脇のところから入れるような状況になりますが、運動する施設でありますので、きちんとした管理はしなくちゃいけないので、使わない場合は閉鎖という形になると思います。

それから、陸上、サッカー、その他の関係でも使用すると思いますけれども、その辺の調整をきちんとした中で使用していただくという考えを持っております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 鳥の海公園はサッカー協会、さらには宝くじ振興財団が、7,000万円だからで人工芝のサッカー場、野球場の整備をするということでございます。人工芝ということの考えからですが、この11ページの表示内容を見ますと芝舗装となっているわけですね。芝舗装の内容についてお聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） この図面に表示しておりますが、芝舗装、サッカー場で路盤の下側の部分までこの工事で実施するという形になります。その後、人工芝の別の工事がここに入ってくるという形になると思います。

議長（佐藤 實君） 10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 芝舗装、わからなかったので調べてみたら、グリーンケースとか再生ポリエチレンを使用して、その上に土を覆土して種子をまく。そこで天然芝みたいな感じの芝を育成するということだと思えますけれども、そのような工法なんですか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 人工芝という形になりますので、路盤まで仕上げた上に舗装するような形になりまして、その上に人工芝を張ります。それが、今計画しているのはポリエチレン製の人工芝になりまして、その上にチップみたいなので要はやけど防止とか、そういったことの形で仕上げる形で今考えております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 今回の入札率、99.95、約100%、すばらしい入札率通っているわけですけれども、今回3回、先ほど鞠子議員も言っておりましたけれども、かぶるかどうかわかりませんが、今回私が確認したいのは阿部春建設、千石建設、阿部工務店、八木工務店、このようになっているんですが、この順位で落札されたということによろしいでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 順位といいますか、一番安い価格で、制限価格切っていなければ一応落札なんですけれども、順位については先ほど言ったように3回まであってそれぞればらばらですので、最低の入札して落札した業者という形であります。順位についてはそれぞれ別々ということでございます。

議長（佐藤 實君） 14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 今なぜこう言ったかといいますと、何年か前のこと出して申しわけないんですが、1回目、2回目、3回目とも同じ順位で3回目まで来ていましたので、これはおかしいんじゃないかと。昔のことを出して何ですけれども、昔、橋梁塗装組合がこれで引っかかったことがあったので質問させていただきました。

もう一つですけれども、亘理町で条件付き一般競争入札実施要綱というのを出してありますけれども、これには入札方法というのは入っていないんですけれども、入札公告見ますとそれには入っております。要綱に入れておけば何も公告には入れなくてもいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 条件付き一般競争入札ということで、この工事に入るJVですが、JVの方が公告を見て参加されますので、そういう効率的なことを考えれば、入札公告の際に条件とか入札方法とかという形で明示しています。ほかの地方自治体も同じですけれども、入札公告という形をとらせていただいております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。7番安藤美重子議員。

7番（安藤美重子君） この施設なんですけれども、先日、鳥の海温泉の件で佐勘さんからご提示いただいたときに、合宿所として使うことも可能だというお話がありました。それで、ナイター設備というんですか、夜間も使えるような形にしたらいいんじゃないかと思ったんですけれども、そういうことは想定していらっしゃるのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） まず、今回の工事につきましては災害復旧工事ということで、従来あった施設を復旧するという考えなので、ナイター設備とかというのは現時点においては考えておりませんが、将来の需要とかも考えていった中で決定するべきだと思っております。

議長（佐藤 實君） 7番安藤美重子議員。

7番（安藤美重子君） もう一つ伺います。ここの公園の入り口なんですけれども、これを見ますと大通線のほうからの入場になるようなんですけれども、今泉線のほうからは入れないのですかね。その辺を伺います。

議 長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 県道荒浜港今泉線につきましては二線堤の役割ということでT P 5メートルの高さでやっておりますので、高低差がつきますので、そちらからは入れないという形で、荒浜大通線からの通用口を設けたということでございます。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第53号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第54号 工事請負契約の締結について（平成28年度
（復交）町道橋本堀添線道路新設（その3）工
事）から

日程第7 議案第55号 工事請負契約の締結について（平成28年度
（復交）町道荒浜大通線橋梁架替工事）まで
（以上2件一括議題）

議 長（佐藤 實君） 日程第6、議案第54号 工事請負契約の締結について及び日程第7、議案第55号 工事請負契約の締結についての以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議 長（佐藤 實君） 議案第54号及び議案第55号について、当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、続きまして議案書12ページをお開きいただきたい
と思います。

まず初めに、議案第54号 工事請負契約の締結についてでございます。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により次のとおり契約を締結することができるものとするということで、工事名については平成28年度（復交）町道橋本堀
添線道路新設（その3）工事です。

請負金額が4億6,440万円、落札率につきましては99.74%でございました。契約
の相手方が亙理町逢隈高屋字中原39番地1 太田工務店・岩佐組・勝田組 復旧・
復興建設工事共同企業体です。

次の13ページが資料となります。

入札年月日が平成28年8月5日、入札方法が条件付き一般競争入札ということで
いわゆる復興JVでございまして、今回の条件の主なものについては構成員のう
ち代表者については亙理町内に本社または本店を有する事業者で、土木一式工事
について特定建設業の許可を受けており、総合評定値が700点以上のものと、代表
者以外の構成については北海道及び東北6県に本社または本店を有し、土木一式
工事について特定建設業または一般建設業の許可を受けており、総合評定値が600
点以上のものが条件となります。

入札参加業者については太田工務店・岩佐組・勝田組 復旧・復興建設工事共同
企業体、阿部春建設・小野工務店・北紘建設 復旧・復興建設工事共同企業体、
渡辺工務店・芦名組・丸福建設 復旧・復興建設工事共同企業体、千石建設・宮
城林産・木村建設 復旧・復興建設工事共同企業体、田中建材輸送・結城組・松
浦組 復旧・復興建設工事共同企業体の5共同企業体です。

入札回数については1回、工事場所が亙理町吉田字北中地内ほかということで次
の14ページに位置図が掲載しておりますが、この位置図中、橋本堀排水路の朱書
きの部分が今回の施工箇所となります。

工事内容につきましては道路新設工事ということで道路幅員が11.5メートル、施
工延長が1,325メートルでございます。土工といたしまして路床盛り土から盛り土
材運搬工としてここに記載の数量でそれぞれの施工になります。

15ページが計画平面図で、朱色部分が施工部分となり、16ページが標準横断図で
ございまして、この標準横断図におきまして朱書きの部分が今回の施工箇所とな

ります。

工期については平成29年3月24日まで設定するものでございます。以上が、議案第54号でございます。

続いて、議案書17ページをお開きください。

議案第55号 工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により次のとおり契約を締結することができるものとするということで、工事名が平成28年度（復交）町道荒浜大通線橋梁架替工事です。

請負金額が1億2,960万円、落札率につきましては97.59%でございました。

契約の相手方が亙理町逢隈高屋字中原39番地1太田工務店・岩佐組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業体です。

次の18ページが資料となります。

入札年月日が平成28年8月5日、入札方法が条件付き一般競争入札ということで、これもいわゆる復興JVでございまして、条件の主なものにつきましては構成員のうち代表者については亙理町内に本社または本店を有する事業者で、土木一式工事について特定建設業の許可を受けており、総合評定値が700点以上のものと、代表者以外の構成については北海道及び東北6県に本社または本店を有し、土木一式工事について特定建設業または一般建設業の許可を受けており、総合評定値が600点以上のものが条件となります。入札参加業者については、太田工務店・岩佐組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業体、阿部春建設・小野工務店・北紘建設 復旧・復興建設工事共同企業体、千石建設・宮城林産・木村建設 復旧・復興建設工事共同企業体、田中建材輸送・結城組・松浦組 復旧・復興建設工事共同企業体、八木工務店・芦名組・丸福建設 復旧・復興建設工事共同企業体の合計5共同企業体でございます。

入札回数が2回、工事場所が荒浜字下東地内ほかということで右の19ページの位置図におきまして本路線の9号排水路にかかる部分、朱色の丸で囲んだ部分が工事箇所となります。

工事内容につきましては、橋梁架替工事ということで、橋長が9.9メートル、幅員が12.5メートル、20ページが橋梁の側面図、平面図、次の21ページが橋梁上部工、下部工の断面図それぞれ記載しております。上部工についてはプレテンショ

ン方式のP C単純床版桁ということで16本、下部工については逆T式の橋台ということでA 1、これが向かって東側の部分になりますが、A 1橋台が高さ4メートル、A 2橋台が西側の部分になりますが、高さ3.7メートルでございます。基礎工としてP H Cぐい口径600ミリ、A 1橋台部が13メートルで8トン、A 2橋台部が同じく13メートルで10トンの施工となります。

工期につきましては平成29年3月24日まで設定しております。以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 当局の説明が終わりました。これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第54号 工事請負契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありますか。17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 15ページの朱塗りの部分をじいっと見ますと1カ所か2カ所、白く四角になっているところがあるんですけども、これは用地の部分でなかなか難しいということなんでしょうか。それとも、ここ塗るの忘れたのか、どちらかお聞きしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） ご指摘いただいた件なんですけど、もちろんこの区間を工事するという事は地権者の方から用地買収にご同意を得た中でやったものでございまして、色漏れといいますか、塗り漏れがあると思われまして。

議長（佐藤 實君） 17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 工期が来年3月24日ということで、そこまで何とかこの部分の見通しは。ここともうちょっと上のほうも若干白いところが見えるかなと思うんですけども、この辺まで何とか努力をするという取り組みはもちろんされていると思うんですけども、全体的には工事の中でどうなのかななんて思います。

もう1点、ここまで工事を完了すると、橋本堀は大体何%ぐらいの工事完了につながるのか、その2点について伺います。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） まず、2点目の関係からなんですけど、この工事の総延長からいきますと約6割ぐらいが盛り土工事の関係は終わると思います。それで今回の工事施工箇所から上の部分につきましては、地権者の方の同意がまだ得られな

い所有地がございます。実際にこの工事の始まっている状況とかも含めまして、都市建設課の工事担当と用地対策課の担当と顔合わせをしながらご同意を得られるように一生懸命努力しているという状況でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第54号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号 工事請負契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより議案第55号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

以上で、一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時15分といたします。休憩

午前11時02分 休憩

午前 11 時 14 分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 8 議案第 56 号 工事請負契約の締結について（平成 28 年度逢
限地区防災広場整備工事（復交））から

日程第 9 議案第 57 号 工事請負契約の締結について（平成 28 年度吉
田地区防災広場整備工事（復交））まで

（以上 2 件一括議題）

議長（佐藤 實君） 日程第 8、議案第 56 号 工事請負契約の締結について及び日程第
9、議案第 57 号 工事請負契約の締結についての以上 2 件は関連がありますので
一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 議案第 56 号及び議案第 57 号について当局からの提案理由の説明を求
めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、続きまして議案書 22 ページをお開きいただきたい
と思います。

初めに、議案第 56 号 工事請負契約の締結についてでございます。

地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により次のとおり契約を締結することがで
きるものとするということで、工事名が平成 28 年度逢限地区防災広場整備工事
（復交）です。

請負金額が 1 億 6,308 万円、落札率につきましては 99.41% ございました。

契約の相手方が亙理町逢限高屋字中野上 108 番地 斎藤工務店・小野工務店・永
井組 復旧・復興建設工事共同企業体です。

次の 23 ページが資料となります。入札年月日が平成 28 年 8 月 5 日、入札方法が条
件付き一般競争入札。入札参加業者が斎藤工務店・小野工務店・永井組 復旧・
復興建設工事共同企業体、千石建設・宮城林産・木村建設 復旧・復興建設工事
共同企業体、阿部工務店・結城組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業体、八
木工務店・芦名組・丸福建設 復旧・復興建設工事共同企業体、以上 4 共同企業
体です。

入札回数は3回、工事場所が亙理町逢隈田沢字早川地内ということで、次の次、25ページに施工箇所図を掲載しておりますが、この朱書きの太枠部分、ちょうど早川十文字線脇の部分となります。

工事内容につきましては、防災広場整備1万870平方メートルということで26ページに計画平面図で朱書きの部分が施工部分となります。内容としては基盤整備工、盛り土工として7,500立方メートル、広場整備工、アスファルト舗装工、1,820平方メートル、クレイ舗装工が6,340平方メートル、施設整備工としてここに記載のU型側溝工からトイレ設置工までそれぞれ記載の数量の施工となります。

次に、24ページをお開きいただきたいと思います。

工期につきましては平成29年3月24日まで設定しております。以上が、議案第56号でございます。

続きまして、議案書27ページをお開きいただきたいと思います。

議案第57号 工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により次のとおり契約を締結することができるものとするということで、工事名が平成28年度吉田地区防災広場整備工事（復交）です。請負金額が1億1,340万円、落札率につきましては99.63%ございました。

契約の相手方が亙理町逢隈上郡字天王62番地2、千石建設・宮城林産・木村建設復旧・復興建設工事共同企業体です。

次の28ページが資料になりますのでごらんください。入札年月日が平成28年8月5日、入札方法が条件付き一般競争入札。入札参加業者が太田工務店・岩佐組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業体、斎藤工務店・小野工務店・永井組 復旧・復興建設工事共同企業体、渡辺工務店・芦名組・丸福建設 復旧・復興建設工事共同企業体、千石建設・宮城林産・木村建設 復旧・復興建設工事共同企業体、田中建材輸送・結城組・松浦組 復旧・復興建設工事共同企業体、以上5共同企業体です。

入札回数が3回。工事場所が亙理町吉田字下大畑地内ということで次の30ページに位置図を掲載しておりますが、町道五十刈線、亙理承水路に挟まれた朱書きの太線部分、これが工事箇所となります。

工事内容につきましては防災広場整備7,900平方メートルということで、31ペー

ジに計画平面図を掲載しておりますが、この朱書きの部分が施工箇所となります。基盤整備工、盛土工が2,800立方メートル、広場整備工としてアスファルト舗装工が739平方メートル、ダスト舗装工として5,690平方メートルです。施設整備工としてここに記載のU型側溝工からトイレ設置工まで記載の数量の施工となります。

工期につきましては平成29年3月24日まで設定しております。以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 当局の説明が終わりました。これより、議案ごとに、質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第56号 工事請負契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありますか。17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 防災広場なんですけれども、砂ぼこりとかの対策としてクレイ舗装という工事をするんだと思うんですけれども、どのような舗装工事になるのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（袴田英美君） クレイ舗装工事につきましては、マサ土という茶色い土ですが、それに土壌改良剤をまぜまして、敷きならしするものです。現在学校のグラウンドに多く使用されているもので、飛散にはそれなりに実績があると考えてこれを選定してございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第56号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号 工事請負契約の締結についての件について質疑を行います。

質疑はありませんか。11番鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） まず1つは、広場の駐車場の駐車台数、普通車及び大型車、何台か
答弁お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（袴田英美君） 使用方法は常時と災害時とございまして、常時のとき
は乗用車が15台、大型が2台、災害時のときは全部込みで276台でございます。

議長（佐藤 實君） 11番鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） わかりました。

第2点目。災害のときの避難所となりますけれども、その関連で、避難道路五十
刈線を整備して防災広場をつくるということでもありますけれども、6号線との交
差点を大規模に改修しない限りは渋滞が起きるわけでもあります。その点はどうで
すか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 6号線との交差点部ということで、右折レーンを設置する
ことで今国土交通省と協議を行っております。旧下大畑のところまでの6号線と
の改良を実施するという形でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 舗装工の舗装内容が先ほど同僚議員からも質問があった内容なんで
すが、吉田がダスト舗装工ですね。そして逢隈がクレイという一部説明がありま
したが、この工法とその選定理由をお聞かせ願います。

議長（佐藤 實君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（袴田英美君） 2種類につきましては、使用目的によって区分けして
ございます。クレイ舗装はスポーツ等に対応するもので、先ほど申しました学校の
グラウンドと同等品でございます。ダスト舗装につきましてはグラウンドゴル
フ等の使用を想定して選定してございます。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第57号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号 工事請負契約の締結についての件は原案のとおり可決されました。

以上で、一括議題に係る質疑、討論、採決は終了しました。

日程第10 議案第58号 工事請負契約の締結について（平成28年度
亘理第5-1号汚水枝線工事（その3）工
事）から

日程第12 議案第60号 工事請負契約の締結について（平成28年度
中央第3-1号雨水幹線工事）まで

（以上3件一括議題）

議長（佐藤 實君） 日程第10、議案第58号 工事請負契約の締結についてから日程第12、議案第60号 工事請負契約の締結についてまでの以上3件は関連がありますので一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 議案第58号から議案第60号について、当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案書32ページをお開きいただきたいと思います。

最初に、議案第58号から説明申し上げます。

工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとする。ということで、工事名につきましては平成28年度亘理第5-1号汚水枝線（その3）工事です。

請負金額が5,454万円、落札率につきましては、99.07%でございました。

契約の相手方が、亘理町字東郷209番地5 阿部春建設・小野工務店・北紘建設
復旧・復興建設工事共同企業体でございます。

次の33ページが資料となります。

入札年月日が平成28年8月5日、入札の方法が条件付き一般競争入札。

入札参加業者が、阿部春建設・小野工務店・北紘建設 復旧・復興建設工事共同
企業体、渡辺工務店・芦名組・丸福建設 復旧・復興建設工事共同企業体、千石
建設・宮城林産・木村建設 復旧・復興建設工事共同企業体、阿部工務店・結城
組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業体の4共同企業体でございます。

入札回数が3回。工事場所は亘理町吉田字大谷地ほか地内ということで、34ペー
ジに位置図を掲載しておりますが、常磐自動車道東側の町道浜吉田停車場線でJ
Aみやぎ亘理の中部営農センター前の部分が今回の施工場所となります。

工事内容については、線路延長が148.8メートル、開削工法として沈埋工法です
が、硬質塩化ビニール管200ミリが124.7メートル、推進工法として低耐荷力圧入
二工程方式ということで硬質塩化ビニール管200ミリが24.1メートル、マンホール
設置工6カ所、公共ます設置工が1カ所、付帯工一式となります。工期について
は、平成29年2月28日まで設定しております。以上が、議案第58号でございま
す。

続いて、議案書35ページをお開きいただきたいと思います。

議案第59号 工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結すること
ができるものとするということで、工事名が平成28年度亘理第5-2号汚水枝線
(その1)工事です。

請負金額が5,508万円、落札率につきましては、99.34%でございました。

契約の相手方が、亘理町逢隈高屋字中野上108番地 斎藤工務店・小野工務店・
永井組 復旧・復興建設工事共同企業体です。

36ページが資料となりますのでお開きください。

入札年月日が平成28年8月5日、入札の方法が条件付き一般競争入札。

入札参加業者が、太田工務店・岩佐組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業
体、斎藤工務店・小野工務店・永井組 復旧・復興建設工事共同企業体、千石建
設・宮城林産・木村建設 復旧・復興建設工事共同企業体、田中建材輸送・結城

組・松浦組 復旧・復興建設工事共同企業体、八木工務店・芦名組・丸福建設
復旧・復興建設工事共同企業体、合計5共同企業体です。

入札回数が2回。工事場所が亘理町吉田字板橋ほか地内ということで、右の37ページ位置図におきまして朱色の太線部分、町道の浜吉田北線の部分となります。

工事内容については、線路延長が133.7メートル、開削工法として沈埋工法ですが、硬質塩化ビニール管200ミリが133.7メートル、マンホール設置工6カ所、公共ます設置工が10カ所、付帯工一式となります。

工期については、平成29年2月28日まで設定しております。

続きまして、38ページをお開きいただきたいと思います。

議案第60号 工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとするということで、工事名につきましては平成28年度中央第3-1号雨水幹線工事です。

請負金額が1億908万円、落札率につきましては、99.88%でございました。

契約の相手方が、亘理町逢隈高屋字中野上108番地 斎藤工務店・小野工務店・永井組 復旧・復興建設工事共同企業体です。

隣の39ページが資料となりますのでごらんください。

入札年月日が平成28年8月5日、入札の方法が条件付き一般競争入札。

入札参加業者につきましては、斎藤工務店・小野工務店・永井組 復旧・復興建設工事共同企業体、渡辺工務店・芦名組・丸福建設 復旧・復興建設工事共同企業体、千石建設・宮城林産・木村建設 復旧・復興建設工事共同企業体、阿部工務店・結城組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業体、以上、4共同企業体です。

入札回数が3回。工事場所については亘理町逢隈鹿島字弥陀内地内ということで、40ページに位置図を掲載しておりますが、町道鹿島本線脇の水路で継続事業ということで、今回、鹿島公会堂西側の部分で岩地藏幹線用水路の手前までの施工となります。

工事内容については、雨水幹線工事95.06メートルということで、水路築造工としてボックスカルバートが幅2,400ミリ、高さ1,600ミリ、耐震型で95.06メートルです。それから付帯工一式となります。

工期につきましては、平成29年2月28日まで設定するものでございます。以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 当局の説明が終わりました。これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第58号 工事請負契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第58号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第59号 工事請負契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第59号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号 工事請負契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第60号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

以上で、一括議題に係る質疑、討論、採決は終了しました。

日程第13 議案第61号 工事請負変更契約の締結について（平成27年度吉田地区（その2）防災公園整備工事（復交））から

日程第14 議案第62号 工事請負変更契約の締結について（平成27年度吉田地区（その3）防災公園整備工事（復交））まで

（以上2件一括議題）

議長（佐藤 實君） 日程第13、議案第61号 工事請負変更契約の締結について及び日程第14、議案第62号 工事請負変更契約の締結についてまでの以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 議案第61号及び議案第62号について当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案書41ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、議案第61号から説明申し上げます。

議案第61号 工事請負変更契約の締結について。

平成28年8月10日、工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとするということで、工事名につきましては平成27年度吉田地区（その2）防災公園整備工事（復交）です。

変更請負金額が2億4,022万6,560円、986万6,880円の増額です。

契約の相手方が、田中建材輸送・結城組・松浦組 復旧・復興建設工事共同企業体です。

次の42ページが資料となりますのでごらんください。

第2回変更契約年月日が平成28年8月10日、工事概要、主な変更例につきましては、当初設計におきまして避難丘築堤工における張り芝の植栽につきましては、山ズリでの盛り土分のり面へ直接張り芝を施工する計画としておりましたが、現地精査の結果、土壌硬度が高く芝の生育に支障を来すことが判明したことから、築堤工の山ズリの盛り土数量を1万6,000立方メートルから1万4,800立方メートルに1,200立方メートル減として、表土盛り土を厚さ30センチ減として変更により新たに1,200立方メートルの購入土に変更するものと、当初計画におきまして本工事の雨水排水については県営圃場整備事業で整備する公園区域南側排水路へ放流する計画としておりましたが、圃場整備事業計画の見直し等を行い、排水路までの接続区間の自由勾配側溝工を当初計画の261メートルから変更により156メートル増嵩し、417メートルとするものでございます。

44ページが計画平面図で、45ページが断面図で朱書きのところが今回の変更箇所となります。工期については変更前と同じでございます。以上が議案第61号でございます。

続いて、議案書46ページをお開きいただきたいと思います。

議案第62号 工事請負変更契約の締結について。

平成28年8月10日、工事契約を締結した下記工事について、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとするということで、工事名につきましては平成27年度吉田地区（その3）防災公園整備工事（復交）です。

変更請負金額が2億6,380万1,880円、892万1,880円の増額です。

契約の相手方が太田工務店・岩佐組・勝田組 復旧・復興建設工事共同企業体で

す。

隣の47ページが資料となります。

変更契約年月日が平成28年8月10日、工事概要、主な変更例につきましては、当初設計において避難丘築堤工における張り芝の植栽について、現場内で発生した流用土、他事業からの受け入れ残土の盛り土のり面の直接張り芝を施工する計画としておりましたが、現地精査の結果、土壌確認をしたところ、上部の有効土層部における部分がPH基準値を超えるアルカリ性土壌であり、芝の生育障害を来すことが判明したため、築堤工の流用土の盛り土数量を1万1,700立方メートルから1万500立方メートルへ1,200立方メートル減とし、表土盛り土を厚さ30センチとして変更により新たに1,200立方メートルの購入土に変更するものです。

それから、もう一つが当初、公園区域南側エリアについては他事業により樹木の植栽を計画しておりましたが、精査の結果、樹木植栽に伴う維持管理の観点から芝による整備とすることとしたため、平面部の芝吹きつけ工を2万400平方メートルから2万4,300平方メートルに変更するものでございます。

工期につきましては変更前と同じでございます。以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 当局からの説明が終わりました。これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第61号 工事請負変更契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） この工事なんですけれども、国なり県のほうで言う多重防御のことだと思いますが、具体的に避難させる場合、誰をどのように避難させるということ想定しているのか、そこを教えてくださいと思います。

議長（佐藤 實君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（袴田英美君） その2の防災公園に避難される方の対象は農作業をしている方ということで考えてございます。

議長（佐藤 實君） 12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 農作業はわかりました。ソーラーとかあると思うんですけれども、そこも含むんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（袴田英美君） 当初計画の時点ではソーラーまでは含んでございませ

んが、避難丘の一番上の広さが100平方メートルという宮城県の基準がございまして、それから見合うと50人から100人程度避難はできますので、避難者が追加になるような事態があっても十分対応できると考えてございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第61号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号 工事請負変更契約の締結についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第62号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

以上で、一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

日程第15 議案第63号 工事請負変更契約の締結について（平成27
年度23都災第2956号亙理第三処理分区
（その1）災害復旧工事）

議長（佐藤 實君） 次に、日程第15、議案第63号 工事請負変更契約の締結についての
件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案書の51ページをお開きいただきたいと思います。

議案第63号 工事請負変更契約の締結について。

平成28年8月10日、工事契約を締結した下記工事について地方自治法第96条第1
項第5号の規定により、次のとおり変更契約を締結することができるものとす
る。ということで、工事名が平成27年度23都災第2956号亙理第三処理分区（その
1）災害復旧工事でございます。

変更請負金額が1億2,955万8,960円、760万1,040円の減額です。

契約の相手方が、八木工務店・芦名組・丸福建設 復旧・復興建設工事共同企業
体でございます。

次の52ページをお開きいただきたいと思います。

資料といたしまして、第3回変更契約年月日が平成28年8月10日、工事概要及び
主な変更理由につきましては荒浜地区の区域内の計画道路の幅員の変更に伴い、
現地精査の結果、右の53ページに平面図がございますが、青書き部分が当初ルー
トでありまして、これを朱書き部分のルートに変更することによりまして、立坑
及びマンホールを1カ所減にすることが可能となることが判明したために工事概
要の表を数量のとおり変更するものでございます。

あわせまして、表下段の公共ます設置につきましては受益者等との調整の結果、9
カ所から5カ所に変更するものでございます。

工期につきましては、変更前と同じでございます。以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第63号 工事請負変更契約の締結についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号 工事請負変更契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第64号 仙台都市圏広域行政推進協議会規約の変更に
ついて

議長（佐藤 實君） 日程第16、議案第64号 仙台都市圏広域行政推進協議会規約の変更についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案書54ページをお開きいただきたいと思います。

議案第64号 仙台都市圏広域行政推進協議会規約の変更について。

地方自治法第252条の6の規定により、平成28年10月10日から富谷町が名称を富谷市に変更することに伴い、仙台都市圏広域行政推進協議会規約を別紙のとおり変更することについて、同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

この地方自治法第252条の2の2の規定により設置されております仙台都市圏広域行政推進協議会におきまして、組織団体の1つであります富谷町が平成28年10月10日から市制へ移行することになり富谷市と名称が変更になります。

これに伴いまして、仙台都市圏広域行政推進協議会規約の変更が必要となります。つきましては、地方自治法第252条の6の規定により、協議会規約の変更に当

たりましては同法第252条の2の2の第3項の規定により議会の議決を経なければならぬとなっていることから、今回議決を求めるものでございます。

協議会規約の変更内容でございますが、仙台都市圏広域行政推進協議会規約第3条中の岩沼市の次に「、富谷市」を加え、「、富谷町」を削るものでございます。

変更いたします規約については平成28年10月10日から施行するものでございます。なお、10月10日につきましては、県内で14番目の富谷市へ移行する日となっています。以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第64号 仙台都市圏広域行政推進協議会規約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号 仙台都市圏広域行政推進協議会規約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第65号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についてから

日程第21 議案第69号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更についてまで

（以上5件一括議題）

議長（佐藤 實君） 日程第17、議案第65号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についてから、日程第21、議案第69号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更についてまでの以上5件は関連がありますの

で、一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 議案第65号から議案第69号について当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（阿部清茂君） それでは、議案書57ページをお開き願いたいと思います。

議案第65号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、平成28年10月10日から富谷町が名称を富谷市に変更することに伴い、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約を別紙のとおり変更することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

先ほど、議案第64号で企画財政課長からもご説明がありましたように、本年10月10日から富谷町が市制施行し富谷市に移行することに伴いまして、機関等の共同設置をしている関係の認定委員会の規約を変更するものでございまして、内容は次の別紙のとおりとなります。

次のページをごらん願います。

内容的には別表第1中、富谷町を削り大崎市の次に富谷市を加え、吉田川流域溜池大和町外2市4カ町村組合を吉田川流域溜池大和町外3市3カ町村組合に改めるということで、富谷町が富谷市に移行し、市の順番の列に富谷市を加え、富谷市が吉田川流域の市に移行することから3市3カ町村組合とするものでございます。

この規約につきましては、平成28年10月10日から施行するものでございます。

続いて、60ページをお開き願いたいと思います。

議案第66号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、平成28年10月10日から名称を富谷町が富谷市に変更することに伴い、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約を別紙のとおり変更することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものでござい

ます。

こちらにつきましても機関等共同設置をしている機関でございます。

次の61ページ、別紙になりますが、変更する内容につきましては、先ほどの委員会と同じ内容でございます。

附則として、この規約の変更を平成28年10月10日から施行するものでございます。

続きまして、63ページ。議案第67号についてでございます。

議案第67号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について。

地方自治法第268条第1項の規定により、平成28年10月10日から富谷町が名称を富谷市に変更することに伴い、宮城県市町村職員退職手当組合理約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

こちらについては、一部事務組合ということで地方自治法の規定が、条文が変わってございますが、いずれも変更に伴っては構成市町等と協議して議会の議決を求めなければならないとなっております。

おしまいにでございますが、次のページをお開き願いたいと思います。大変申しわけないんですが、別紙の内容で上から7行目ぐらいの改正文なんですが、別表第2区の部中とありますが、そこを項に改めていただきたいと思います。その下、第5区の部中とあるものを項ということで、退職手当組合から最初に示された内容がこの内容でございまして、その後、議案等つづり込んだ後に変更の通知が来まして、間に合わなかったのが、申しわけございませんが、改正の表現の仕方の内容の変更ということでご理解いただきたいと思います。

こちら富谷市に改正になるということでの改正ということで、右65ページの新旧対照表のとおり、市の一番最後に富谷市を持ってきて町のほうで富谷町を削除するというのが別表第1でございます。その下の別表第2につきましては、議員の定数の関係、選出の区域とその数について定めていたものですから、そちらについて富谷町を第5区から除いて第2区に富谷市を入れると。人数的には変わりございません。この規約は平成28年10月10日から施行するものでございます。

続いて、66ページになります。

議案第68号 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合理約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成28年10月10日から富谷町が名称を富谷市に変更することに伴い、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めらるるものでございます。こちらの一部事務組合ということになります。

改正内容ですが、次の別紙をごらんいただきたいと思っております。

こちらの内容につきましても、先ほどと同じように大崎市の次に富谷市を加え、富谷町の表記を削るということをごさいますして、68ページをごらんいただきたいと思っております。

上の表、第5条関係になります。こちらは議員の定数ということで選出区域の市に富谷市が入るということで、その下段町のほうから富谷町を抜く。下の別表、組織する市町村ということで仙台市、石巻市、多賀城市を除いた市町村が入っているわけなんです。富谷町の表記がなくなり富谷市に変わるということをごさいます。こちらにつきましても規約の変更は平成28年10月10日から施行するものでございます。

最後に、議案第69号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更について。

地方自治法第286条第2項の規定により、平成28年10月10日から富谷町が名称を富谷市に変更することに伴い、宮城県市町村自治振興センター規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めらるるものでございます。こちらの一部事務組合の扱いになります。

今回の改正内容ですが、規約の変更内容ですが、事務事業の一部変更ということで、若干地方自治法の適用が変わってきて引用規定の条文、条項が変わってございます。改正内容につきましても70ページの別紙になります。

第4条中、この第4条については組合の事務所の位置ということで、黒川郡富谷町というところを富谷市と改めることと、附則の中で設立時から暫定措置ということで宮城県自治会館内に、町村会の事務局を入れておったんですが、それらを今回の改正を伴って削除するというごさいます。この規約も平成28年10月10日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 当局の説明が終わりました。これより議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第65号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設

置規約の変更についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第65号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第66号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号 宮城県市町村職員退職手当組規約の変更についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第67号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合理約の変更についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第68号 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合理約の変更についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合理約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更についての件について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第69号 宮城県市町村自治振興センター規約の変更についての件
を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号 宮城県市町村自治振興
センター規約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

以上で、一括議題に係る質疑、討論、採決は終了いたしました。

ここで、昼食のため休憩に入ります。

再開は1時10分といたします。休憩。

午後0時07分 休憩

午後1時09分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第22 議案第70号 平成28年度亶理町一般会計補正予算（第3
号）

議長（佐藤 實君） 日程第22、議案第70号 平成28年度亶理町一般会計補正予算（第3
号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 議案第70号 平成28年度亶理町一般会計補正予算（第3号）
について説明申し上げます。

別冊の平成28年度亶理町一般会計補正予算書（第3号）をご用意いただきたいと
思います。

まず初めに、1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第70号 平成28年度亶理町一般会計補正予算（第3号）。

平成28年度亶理町一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによるという
ことで、第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ
1億9,450万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ192億2,073
万8,000円とする。

第2条、債務負担行為の補正。債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の補正。地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるでございます。

それでは、歳出から説明しますので、予算書の15ページをお開きください。

今回の補正予算の内容につきまして、主に金額の大きい項目について説明させていただきます。

初めに、2款の総務費でございますが、1項1目一般管理費2,715万7,000円の追加補正につきましては隣の16ページ説明欄になりますが、地域コミュニティー活動の拠点となる集会所の改修及び改築に対する補助金として、新丁及び本郷区の集会所改修に対する亘理町集会所建設事業補助金と館南下、上町南、上町北の3区で使用します上館生活センターの改築に対する被災地域交流拠点施設整備事業補助金、合わせまして2,715万7,000円を追加補正するものです。

5目の財産管理費の追加補正については、避難道路等の整備を進める上で荒浜地区の藤平橋国有林用地が必要となったため、これまで林野庁と用地の払い下げについて協議を行ってきたところでございますが、保安林解除を行った後に雑種地として購入することで林野庁と協議が調ったことから、用地測量及び買受申請書類作成等に係る業務委託料として726万8,000円追加補正するものでございます。

13目事務改善費につきましては、住民情報等の流出を防止するための地方公共団体情報セキュリティ強靱化対策事業について、宮城県から整備方針が示され、当初計画していた内容に変更が生じたことから868万2,000円追加するものです。

続いて、17ページをお開きください。

3款民生費につきましては、1項3目老人福祉費におきまして介護保険施設整備事業費として、町内のサービスつき高齢者向け住宅でありますウェックガーデン亘理逢隈が消防法の改正によりスプリンクラーの設置が義務づけられたため、その整備に対する地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金として1,405万2,000円追加補正するものです。

7目障害者福祉費については、亘理町第4期障害者福祉計画に基づく障害のある人の地域生活を支援する機能を持った拠点施設整備について、民設民営により整備を進める方針として事業者を公募した結果、社会福祉法人ありのまま舎に決定

したことから、施設建設予定地である旧館町有地の用地測量業務にかかわる委託料として、亘理町地域生活支援拠点施設整備地測量業務委託料230万円を追加補正するものと、次期第5期障害福祉計画を平成29年度末までに作成する予定ですが、今年度ニーズ調査の実施が必要となったことから、その調査業務の委託料として292万円追加補正するものが主なものでございます。

2項1目児童福祉総務費につきましては、児童福祉事務経費といたしまして、平成27年度における子ども・子育て支援交付金など各種補助金の精算に伴う返還金として355万7,000円追加補正するものと、地域子ども子育て支援事業については病児保育施設を大友ヒロミ小児科内に設置し、平成29年度に開設する計画で今年度施設の開所を予定しておりましたが、当初の改修内容に変更が生じ改修費が増額となったため、病児保育施設整備事業費補助金として424万7,000円を追加補正するもので、合わせまして780万4,000円補正するものです。

続きまして19ページをお開きいただきたいと思います。

4款衛生費につきましては、1項2目予防費におきまして、予防接種経費として646万4,000円の追加補正ですが、予防接種法の改正によりB型肝炎ウイルスワクチンが定期予防接種に位置づけられたことや、昨年度策定しました亘理町まち・ひと・しごと創生総合戦略における子育て支援の観点から、感染症が強く合併症発症など重症化の危険性が高いロタウイルスおよびおたふく風邪について、それぞれのウイルスワクチン接種費用の一部を助成するため、委託料及び補助金などの関係経費合わせまして646万4,000円追加補正するものが主なものでございます。

6款農林水産業費につきましては、次の21ページをお開きいただきたいと思います。

3項1目水産業振興費330万円の増額補正ですが、右のページの説明欄にございますが、水産業振興経費として宮城県漁業協同組合が体験学習施設等を備えた番屋の整備事業を計画しており、町に対しまして事業への協力要請があったため、漁業及び観光振興等の観点から支援を行うこととし、施設建設予定地の用地の確定測量にかかわる委託料として50万円と、用地整備に対する補助金として280万円追加補正するものでございます。

7款商工費につきましては、1項3目観光費におきまして、観光振興経費として亘理町の名産でありますはらこ飯をPRするため、毎年10月8日はらこ飯の日

として登録するための手数料等として24万2,000円追加補正するものと、インバウンド向け滞在コンテンツ充実・強化事業費として丸森町と亘理町が連携して訪日外国人旅行者、いわゆるインバウンドの取り込みを図るため、本町の新たな観光コンテンツ内容の開発や既存のコンテンツの磨き上げを行うための委託料として306万2,000円追加補正するものです。なお、この事業については、東北観光復興対策交付金を活用し実施予定でございます。

23ページをお開きいただきたいと思います。

8款土木費につきましては、2項5目橋梁新設改良費におきまして避難道路であり二線堤としての県道荒浜港今泉線と町道神宮寺高屋線を接続している鷺屋橋の幅員が狭隘であり、防災上、大変重要であるこの橋梁の拡幅に伴う改修工事費として6,800万円追加補正するものです。

3項1目河川総務費につきましては、河川整備事業費におきまして小山区より改修要望のありました空沢の改修工事に伴う工事請負費といたしまして500万円追加補正するものと、河川事業受託経費におきましては現在、国土交通省が整備を進めております阿武隈川河口部改修工事におきまして所有者を確定できないこと、所有者間で建物等の解体工事に関する協議が調わないことが想定されており、今後、土地収用法による宮城県収用委員会の裁決が予定されていることから、土地収用法の規定により町が建物等の移転代行を行うことを想定し、建物解体等にかかわる工事費として836万1,000円追加補正するものです。

続きまして、25ページをお開きいただきたいと思います。

3項6目復興事業費につきましては、右の説明欄にございますが、避難道路新設・整備事業費におきまして避難道路である町道五十刈線整備におきまして、吉田中学校東側の成合踏切の拡幅改良工事について今般、J R東日本との協議が調ったことから、今回この踏切の拡幅改良に伴う設計業務委託料とし1,000万円追加補正し、同額を工事請負費から減額補正し、予算の組み替えを行うものでございます。

9款消防費につきましては、1項5目防災費におきまして防災事務経費といたしまして、今回の東日本大震災の経験を踏まえ大規模災害発生時に指定避難所となる学校施設に特設公衆電話を設置するため、備品購入費といたしまして135万円を追加補正するものです。

10款教育費については、2項1目学校管理費におきまして小学校の施設整備費事業費といたしまして、雨漏りが頻発している吉田小学校のプレハブ校舎への覆い屋根等の設置を初め、逢隈小学校の電気設備の一部である高圧期中開閉器の更新、高屋小学校のプール用給水管改修など合わせまして工事請負費といたしまして1,200万円追加補正するものです。

5項4目海洋センター費におきましては海洋センター管理費として、海洋センタープール利用者から海洋センタープールのトイレの洋式化について強い要望が以前からあったため、洋式トイレへの改修を行うほか、プール外部及び内部給水管の老朽化に伴う給水管改修が必要となったため、今回これらにかかわる工事請負費として926万円追加補正するものでございます。

次に、歳入について説明申し上げますので、9ページにお戻りいただきたいと思っております。

初めに、8款地方特例交付金につきましては、住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するための減収補填特例交付金1,204万7,000円を追加補正するものでございます。

9款地方交付税につきましては、普通交付税の額の確定に伴い、1億1,753万5,000円追加補正するものでございます。

13款国庫支出金及び14款県支出金につきましては、国庫支出金における地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金1,405万2,000円及び東北観光復興対策交付金244万9,000円を追加補正するものと、県支出金においては被災地域交流拠点施設整備事業補助金といたしまして2,500万円追加補正するもので、合わせまして国・県4,647万5,000円追加補正するものです。

続いて、11ページをお開きいただきたいと思います。

15款財産収入については、町有地の土地の売払収入として209万円追加補正するものが主なものです。

16款寄附金につきましては、全国の方々より東日本大震災に係る災害復旧・復興のための寄附のほか、ふるさと納税など合わせまして件数にして15件、552万9,000円の貴重なご寄附をいただきました。この場をおかりいたしまして御礼申し上げます。

17款繰入金につきましては、今回の補正の歳入歳出差し引きによる歳入超過分と

して財政調整基金繰入金から862万9,000円減額補正するものです。

13ページをお開きいただきたいと思います。

19款諸収入につきましては、歳出でご説明申し上げましたが、町への移転代行が想定される国の阿武隈川河口部改修工事に伴う移転代行受託事業収入として836万1,000円追加補正するものです。

20款町債につきましては、臨時財政対策債の借入額の確定に伴い、今回変更分として940万円増額補正するものでございます。

最後お戻りいただいて4ページをお開きいただきたいと思います。

4ページ上段、第2表 債務負担行為補正です。今回は、債務負担行為の追加ということで、第2表に記載の住民情報システム機器更新業務委託につきまして、平成29年度から平成31年度までの長期継続契約を締結するに当たり、初年度となる平成29年度の限度額を3,021万円に設定するものです。

第3表地方債補正でございます。今回は、地方債の変更で、先ほど説明申し上げました臨時財政対策債の借入金の確定に伴い、3億7,200万円としておりました借入限度額を今回、3億8,140万円に変更するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。11番鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） まず、16ページ、2款1項13目03ですけれども、マイナンバー登録絡みでの追加補正だと思うんですけれども、前も追加補正したんですね。なぜ今回も追加補正するのか。それが1点目。

2点目は、18ページ、3款2項1目15ですね。大友ヒロミ先生が病児保育を行うわけでありましてけれども、追加改修と言いましたけれども、どういう追加改修になるか答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、最初に1番目の質問の事務改善経費、地方公共団体セキュリティー強靱化対策事業委託料等について説明申し上げます。

国においてはさきに平成27年度予算におきまして、補助金について措置されたところでありまして、亘理町につきましては平成27年3月補正予算で2,235万6,000円、財源については国が770万円、地方債770万円、残り一般財源ということで、

これについては平成28年度に予算繰越を行い、現在実施中ではありますが、今年度5月連休明けに宮城県から整備方針が改めて示されたことから変更が生じたものでございます。具体的には、抜本的改革ということで1つとしてはマイナンバー利用事務系、これは端末からの情報持ち出し不可設定を図り、住民情報流出防止の徹底。2点目については、マイナンバーによる情報連携に活用されるL G W A Nの環境セキュリティ確保のため、L G W A N接続系とインターネット接続系の分割。3点目として県と町が協力して自治体情報セキュリティクラウドを構築し、高度な情報セキュリティ対策を講じることということで3点の対策、当初国から示されました。

今回の連休明けにそれを受けまして、宮城県から整備方針が確定されたということで、具体的にはインターネットのメール等、L G W A Nの環境下に置くために必要なセキュリティチェックということで、ファイル検知ソフトの導入、ファイルの転送機能ということでファイル転送環境構築業務、インターネット業務の仮想環境構築の一部変更ということで合計868万2,000円の追加補正となったものでございます。

以上が1点目でございます。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） それでは、2点目のご質問にお答えさせていただきたいと思いません。

病児保育につきましては、大友ヒロミ先生にお願いするということで当初予算から大友ヒロミ先生の小児科病棟の改修を予定していたわけなんですけど、改修に当たって精査をしましたところ、どうしても感染症対策ということでトイレの使い分けをしなくてはいけないということ。もう1点は、保育中にどうしても病気の子供を扱うものですから容体が悪化したというところもケースとして考えられるということで、観察安静室というのを設けなくてはいけないということになりましたので、まずはトイレの改修が必要になった。あとは観察安静室が必要になった。あとは、手洗い関係の衛生面の強化ということから、手洗い関係の工事も必要になったということで改修費が増額になったというものでございます。

議長（佐藤 實君） 11番鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） わかりました。次に、22ページ、7款1項3目13ですけれども、な

ぜ丸森町と一緒に事業を行うのか。その経過も含めて説明ください。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） インバウンド向け滞在コンテンツ充実強化事業についてご説明申し上げます。

ただいま、鞠子議員からなぜ丸森町なんだということがございましたけれども、先ほど企画財政課長から説明もございましたが、この事業については東北観光復興対策交付金という補助金の事業でございます。

この補助金の事業をやる際に、県から各市町村にこういった補助金があるので、これを利用してインバウンド関係の事業をやってみませんかという通知がございました。その際に説明会から申請の期日までの時間が本当に短かったんですね、この事業に関しては。ということで、丸森町ではそもそもこの事業を前々から考えていたと。事業の内容についてはこれまでの復興交付金のいろんな事業にも出してはいたんですけれども、なかなかそれに該当せず温めていた事業だということで、この申請の際に仙南の地域、名亘地域に向けて一緒に組みませんか、地域連携というのがどうしても必要になりますので、その際にほかの市町は時間もないので手を挙げなかったと。亘理町は自然環境豊かなところと組んで、今後の観光事業が構築できるんじゃないかという考えもございましたので、今回は丸森町と組んだ次第でございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 11番鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） わかりました。26ページ、最後ですけれども、8款4項6目16ですけれども、これは予算の組み替え、委託料と工事請負費と組み替えるわけでありましてけれども、成合踏切は改良はこれで完了するんですか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 今回、設計業務をJRに委託していますので、この結果において工事費が算定されるという形になります。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 16ページになります。2款1項1目04、この分の新丁区、本郷区、上館生活センターの改修改築を行う予定なんですけれども、この内容についてお知らせいただきたい。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（阿部清茂君） まず、新丁区と本郷区につきましてはトイレの改修ということで浄化槽等の設置も含めての工事となります。上館生活センター、企画財政課長が説明しましたがけれども、館南下、上町北・南の行政区3区で利用している施設になるわけなんですけれども、そちらについては東日本大震災の被災を受けてひびとかいろいろ建物に被害を受けているということで、地域に新たな被災地から入ってこられた方がいて、その中で地域コミュニティーをつくる上で新たに建物を壊して、その場所にセンターを建てるという内容で、全面的な改修ということになります。以上です。

議長（佐藤 實君） 12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 18ページになりますけれども、3款1項7目03ですか。ここに出ているニーズ調査というのがあるんですけれども、そのニーズ調査というのはどんな調査なのか。対象者なり期間なりがあればそこも教えていただきたい。

もう一つは22ページ、6款3項1目の漁協の追加改修。これについてはどんな改修内容なのか。ここを教えていただきたい。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 第5期障害福祉計画策定に伴うニーズ調査につきましては、第5期障害福祉計画は平成30年からの計画になるものですから、それに向けてのニーズ調査となりまして、今年度ニーズ調査をして、そのニーズ調査の結果でこの計画を策定するという事になっております。

対象者につきましては町内で障害者手帳を持っている方々で、期間については今のところ今年度いっぱいということで考えておるところです。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） 確認しますけれども、6款水産業振興経費でございますか。

番屋関係でございますよね。（「そうです」の声あり）

委託料50万円と番屋用地整備補助金280万円ということでございますが、こちらにつきましては水産商工ゾーンということで、にぎわい創出を目的といたしまして宮城県漁業協同組合が体験学習施設を兼ねた番屋を整備する事業に対しまして、町がその用地の確定測量、用地を整備整地することに対しまして補助をするものでございます。

内容につきましては、漁業者の方々の施設が被災で流失したということでござい

まして、その施設の整備ということで、漁業者の各種講習会や情報交換の場として利用し、また組合員の方々の海産物を利用した加工品の製造を行うもの、あわせて、その当該地区につきましては水産ゾーン及び観光水辺のゾーンということで位置づけをされておりますので、海洋センター、海浜の森を活用した体験型事業、例えば潮干狩り、ミニ定置網を設置して食文化の伝承、海洋センターのカヌー体験をして交流人口を図るといふことの事業でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 最後になりますけれども、24ページ、河川整備事業費8の3の1の4ですけれども、小山区の空沢を含む改修工事の具体的な場所についてお知らせ願いたい。

もう一つは26ページであります。防災事業経費の9の1の5の3、これは震災によつての公衆電話の設置ですよね。これについては学校施設なんですけれども、学校施設全てなのかどうか、この2点お願いします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 1点目の河川整備費の空沢の改修工事ということで具体的な場所でございますけれども、町道上郡小山線行きまして、ちょうど小山に入ったところに3つのため池がございます。佐藤区長さんというお宅があるんですけれども、その上郡小山線から区長宅までの間の約50メートル区間を工事するものがございます。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（阿部清茂君） 学校施設全てなのかということなんですけれども、津波の関係の避難所ということで、うちのほうで想定している避難所ということが対象になります。今回の内容につきましてはN T Tさんから災害時の支援ということで申し出がございまして、回線設置料は全部N T Tさんが持つということで、電話機の数につきましては避難者100人ぐらいに対し1台ということで申し受けておりました、8,900人ぐらいということの想定で90台の予算ということで積算させていただいております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。10番佐藤正司議員。

10番（佐藤正司君） 7款1項3目、22ページでございます。先ほどのインバウンド向け

滞在コンテンツ充実強化事業でございますけれども、自然環境豊かな丸森町と連携をしたということでございますが、どこに委託をし具体的な取り組み、イメージ、どのように考えているのかお伺いたします。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 委託先でございますけれども、こちらにつきましてはまだ決定しておりません。丸森町との連携ですので、丸森町が今現在公募型の提案という形で事業所を募集しておりまして、そちらが決まりましたら同じような事業を組まなきゃいけないものですから、亶理町も同じ事業所になろうかと思うんですけれども。

イメージなんですけれども、この事業につきましては5つの項目がございまして、5つの事業のうちの1つが、大きなものとしたしましては県南のDMOといまして、地域の観光を取りまとめる団体をつくろうと。県南でそういった団体をつくることに向けた調査。2番目がその団体形成に向けた運営初期の専門家の招聘という形での研修会、人材育成、インバウンド向けの観光プロモーション。これが4つ目。5つ目として亶理町でも取り組みますインバウンド向け滞在コンテンツ充実強化事業という事業がございます。

5番目が亶理町と丸森町はばらばらに行うわけですけれども、これの中身としたしましては、観光コンテンツ、いわゆる町における観光資源の開発ということで、これまである観光資源の磨き上げ、どのような形にすれば観光客に向けて今まで以上に発信できるかということが1つ。これまで私たちが気づいていなかった亶理町にはもっと別な観光資源があるんじゃないかという、発掘ですね。そういったものがございます。

そういったものを活用してどのような観光メニューが組めるかと。例えば、半日ツアーメニューを開発するとか、1泊2日のメニューをどのように開発していいのかとか、そういったものをやっていく事業でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。3番小野一雄議員。

3番（小野一雄君） 土地の売払収入ということで12ページの3段目にありますけれども、209万円。これの中身についてお尋ねします。まず場所と面積、単価、その辺を教えてくださいと思います。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、ご説明します。

全部で5筆ございます。1番目については下郡字高躰ということで地番までは省略させていただきますけれども、下郡字高躰で売買単価については1平方メートル当たり8,200円ということで売買価格が27万3,798円。東郷2筆ありまして1つ目については売買単価が1平方メートル当たり9,850円、合計で面積が79.49平方メートル、売買価格が78万2,976円です。同じく、東郷でもう1筆、69.98平方メートル、地目が道路ですが、売買単価が8,250円で売買価格が56万9,085円。新町、地目が原野なんですけれども、面積が172.54平方メートルで1平方メートル当たりの売買単価1万1,700円、合計201万8,718円。同じく新町で水路ですが、38.13平方メートルで単価が1平方メートル当たり1万1,700円、価格が44万6,121円。もう1筆、住所は書いていませんが210.67平方メートル。これは売買価格で246万4,839円。合計409万698円ということで、当初予算で歳入として200万円計上していたんですけれども、これまでに今申し上げました409万円何がしの売払収入があったために今回差し引き209万円追加補正したものです。以上です。

議長（佐藤 實君） 3番小野一雄議員。

3番（小野一雄君） 18ページ、3款1項3目14節の介護施設の整備事業ということで、ウェックガーデン亙理逢隈Ⅰ・Ⅱのスプリンクラー整備事業ということで1,405万2,000円の計上がありますけれども、これは新設するときに整備するべきではなかったのかと思うわけでありますが、その辺の理由。そして、今回整備するに当たって、1号、2号棟ですか、わかりませんけれども、場所どこにあって何カ所ぐらいつけるのか。その辺教えていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） まず、新設の際につけなくてはいけなかったのではないかとこの質問なんです、今回の消防法の改正によりまして1,000平方メートル未満の有料老人ホームもスプリンクラー設置の対象になったということで、この施設を建てたのが平成23年でございます、面積要件よりも小さかったので設置する必要はなかったものでございます。今回、消防法の改正によりまして面積要件が撤廃されてスプリンクラー設置が必要になったものでございます。

ウェックガーデンの場所なんです、逢隈中泉、6号線沿いの場所的というとコスモ石油のガソリンスタンドからもう少し北のほうに行った左側のところにあり

ます。スプリンクラーの設置個数については今のところ把握はしておりません。

議長（佐藤 實君） 3番小野一雄議員。

3番（小野一雄君） 把握してなくて1,400万円も出すんですか。Ⅰ、Ⅱですから建物は大体わかりました。それで1号に何カ所ぐらいなのか。そうでないとわかりないでしょう。1カ所つけて1,400万円なのか。その辺具体的に。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） これについては国の基準がありまして1平方メートル当たり9,260円という基準がありまして、1個当たり幾らということではなくて1平方メートル当たり9,260円という国の補助基準があるものでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 24ページ下段の都市計画事務経費の浜吉田西調整池水中ポンプ設置工事、これが1つ。その下の公園管理経費の中の工事請負費ですね。南河原団地公園雨水対策工事等の内容をご説明をお願いします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） まず、8款4項1目工事請負費の浜吉田西調整池水中ポンプ設置工事でございますが、これについては浜吉田の東都実業で開発しましたソルビータという調整池があるわけなんです、その調整池に平成14年ぐらいに設置されている水中ポンプでございます。やはり、経年劣化等もございまして、それが破損したために今回入れかえ工事を行うものでございます。

公園管理の南河原団地の雨水対策工事等でございますけれども、防災集団移転促進事業で公園を設置したわけなんです、その際、当初で南側の宅地のほうには水が入らない形の対策はとったんですが、雨が多い場合には流入してしまうという状況が生まれましたので、その宅地に入らないための縁石とか排水路の設置を行う工事でございます。

議長（佐藤 實君） 4番佐藤邦彦議員。

4番（佐藤邦彦君） 南河原団地については、施設としては新しい施設となると思います。この場所については、東街道から段々畑、そしてその下には小学校がございまして。雨水等の一時的な流れというのが非常に心配されるわけなんです、当初の想定が甘かったということなんですか。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 全体的に排水計画は立てたわけなんですけど、実際に公園の盛り土とかそういった状況の中で結果的に流入してしまったものですから、ご理解いただければと思います。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 3点ほど質問します。先ほどあった番屋なんですけれども、前の番屋だと5丁目にあった番屋のようなイメージがあるんですけども、この施設はどこにつくるのか。設置目的としては県の事業補助があるんだと思うのね。そうした場合、用地測量を今回出してきたけれども、将来的には建物の申請の助成も考えて、出てくるのかなど。建物が出てくれば、相当の金額が見込まれるということになります。そうすると、建物の利用度というのはどのような利用度になるのか。誰が利用するのか。小学生の体験学習ばかりでなくて、地域の方々がお茶飲み会するような集会所的なものになるのか。その辺の番屋利用の仕方をどう考えているかということをも1つ質問します。

もう一つは、26ページ、小学校プレハブ校舎工事改修1,500万円ですね。多分、吉田小学校も逢隈小学校もこのプレハブ校舎をつくってから10年以上経過していると思います。逢隈小学校は北側にありますけれども、吉田小学校は西側にプレハブ校舎があります。

プレハブ校舎の耐用年数はどのくらいを考えているのか。耐用年数がどれくらいあって、それは費用対効果というのを考えて補正予算を出してくると思うんですけども、今から何年もたせるつもりで1,200万円つけるのか。その辺の考え方を伺います。

3点目は4ページ、臨時財政対策債なんですけれども、臨時財政対策債は将来にわたって地方交付税措置で返ってくるという考えがあるようですが、その地方交付税でこの借りた分を全部来るという考え方ですが、返ってくる姿というのが見えないんですね。臨時財政対策債がどんな地方交付税に入ってくるのか。平成28年度で臨時財政対策債9,400万円使ったけれども、後年度の地方交付税でこの分は幾らですよとはっきり見えるような形になっているかいらないか。以上3点。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（齋藤幸夫君） ご質問の番屋の件でございますが、場所につきましては水産商工ゾーンということで、前にあみやさんという飲み屋さんがあったと思います

けれども、その用地約700平方メートルでございます。それで建物、備品等については日本財団からの補助を受けながらやっていくということでございます。建物の利用頻度でございますが、体験学習も含め、また漁業者の方の青年部、婦人部、そういった方々の水産物の加工品製造及び開発の場ということで週2回ぐらいの頻度で使用するという計画でございます。

建物の大きさは鉄骨2階建てで、部屋の配置につきましてはコミュニティールームとか調理室、休憩室等の計画でございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 教育次長兼学務課長。

教育次長兼学務課長（鈴木邦彦君） お答えいたします。

1,200万円の内訳でございますけれども、吉田小学校のプレハブ校舎屋根工事だけでなく、ほか全部で6カ所計画しております。ただ、吉田小学校のプレハブ校舎屋根工事に関しましては、650万円ほど計上させていただいております。そのほかに、亘理小学校の非常用放送設備設置工事、当初予算で850万円ほど見積もっておったわけでございますけれども、スピーカーの数が足りないということから、それをふやした関係で112万円ほど追加補正をさせていただいております。亘理小学校のプール南側、大分葉っぱが落ちて支障を来しているということで、その枝払いということで45万円ほど。それから、吉田小学校のプレハブ校舎に仮設住宅からのエアコンを設置するというので、9台ほどの設置工事ということで150万円。逢隈小学校の高圧気中開閉器更新工事ということで、東北電気保安協会から指摘事項がございまして、更新工事ということで110万円ほど計上しております。それと高屋小学校のプール用給水管配管改修工事ということで150万円ほど計上しておるわけでございます。

それが1,200万円の内訳でございますが、プレハブ校舎に関しましては耐用年数15年ということで我々も認識しておりまして、特別教室と支援教室、いろいろそういったことでプレハブ校舎で対応しておるわけでございますけれども、校舎の耐用期限もいろいろありますけれども、そういったことも加味しながら、今後検討してまいりたいなと思っております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 3点目の臨時財政対策債につきましては、鈴木議員おっしゃるとおり普通交付税措置についてはやはり見えません。見えませんというか、算

定が国から示されておりますが、具体的にはその分について幾らというのは明示されていないのが実情です。ただ、震災関連の交付税については明確化されておりますので、今後については先般の総務常任委員会でも話しましたように、地方債残高については今後、役場庁舎建設も含めて考慮しなければいけないと思います。町の一般財源の持ち出しについては、震災復興期間が終了します平成32年度以降に、不要な事業については慎重に検討していくというスタンスで今後、財政計画を立てていきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 1番鈴木高行議員。

1番（鈴木高行君） 番屋ですけれども、体験学習とかいろいろ使うけれども、地域の方々に提供する施設として調理室や休憩室などもあるということだから、それは大いに結構なことだと思います。財団からの寄附も大いに使ってもらっていいと思います。ただ、私のイメージでは、5丁目にあった番屋のような感じしか持っていなかったもので、そういう多目的に使える施設であるのであれば、将来使い勝手のいい施設になるんだろうなと思います。

あとプレハブの件で、あの建物見ると15年は耐用年数あるというけれども、実際、窓枠のがたとか屋根を補修しなければいけなかった場合、耐用年数の15年はよっぽど子供たちは耐えられません。夏場でも暑いし冬場は寒いし、外の風も入ってくるし。だから、もうちょっときちっとした整備の仕方しないと教育環境としては余りよくないのかという気もするので。

1,200万円で両方の小学校のプレハブを修理するのかわかったら、高屋小学校から亘理小学校からいろいろとごちゃごちゃで、実際プレハブ修理するのはわずかなんじゃないですか。もうちょっときちっとしたプレハブ校舎として子供たちに提供していただきたいなと思います。

臨時財政対策債については、見てのとおり交付税措置の中では全然見えない。本当にこの臨時財政対策債はうんと使い勝手のいい地方債なんですね。いつでも使える臨時財政対策債。金なくなれば臨時財政対策債使っているいろいろなものを作る。だけれども、本当に交付税措置されているのかというと、財政のほうではわからない。こういうのを余り使い過ぎると財政的に逼迫するということも考えられるので、やはり何となくバランスをとって使えるようにやって、今後の財政計画に反映させていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） 22ページになります。観光振興費です。まず、はらこ飯の件、登録手数料24万4,000円ですけれども、これはどういうところに登録するのか。登録することによっての亶理町のメリットがどの辺に見えてくるのかが1つ目です。

その次、インバウンドです。先ほど委託先が決まっていないという話ですけれども、これはどういう業界の方に委託するのか。その2点をお伺いします。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） まず、はらこ飯の日の登録でございますけれども、こちらの登録先につきましては、一般社団法人日本記念日協会というのがございます。こちらに登録をいたします。登録して町にとって何かメリットがあるかといいますと全国的な組織なものですから、今全国で2,500件ぐらいの登録があるとお聞きしているんですけれども、毎日毎日その日その日に記念日があるということで、登録しますと協会で全国に向けてのホームページなりいろんな分野でのアピールをしていただけるということが1つ。もう一つは登録をしたということで亶理のはらこ飯、そのブランド的なネーミングで10月に亶理ははらこ飯の日というのがあるんだということの認識づけということを考えておるところでございます。

それからインバウンドでございますけれども、こちらの委託先でございますが、旅行会社が主になると思います。旅行会社といいますか、そういう営業しているところだと思います。

議長（佐藤 實君） 9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） 登録すると、例えばテレビとかラジオできょうは何の日みたいな形ではらこ飯の日というのが放送になるのかと思います。10月8日ははらこ飯の日にした場合、それを亶理町でも活用しなければいけないと思うんです。では、今後10月8日を活用する手法というか、事業か何か考えているのかどうか。あと委託先に委託します、旅行会社かどこでもいいんですけれども、そうした場合には今回300何万円か委託しますけれども、委託先まだ決まっていませんけれども、いつから中身を考えるかどうかわかりませんが、最後のというか、終わりといいいますか、ここまで観光の発掘をやってくれという後ろのほうの日にちとか決まっているんですか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） インバウンドのほうからお答えさせていただきます。この事業は平成28年度の事業でございますので、後ろは29年3月までということでお答え申し上げます。

もう一つははらこ飯のほうで、10月8日に決めた1つの要因といたしまして、ことしの荒浜漁港水産まつりが10月8日でございます、土曜日なんですけれども。その日に日本記念日協会から役員が来まして登録証の授与というのをを行います。町民の皆様にも知っていただくというのをことしはやります。来年以降は10月8日は曜日は変わりますので、この日ははらこ飯の日だよということはもちろん、町の広報誌なりホームページなり使ってPRはしていきますけれども、具体的に10月8日に何か毎年やるということは今のところはまだ考えておりません。ただ、10月8日ははらこ飯の日だということはどうしてもPRはしていきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 先ほど、防災費の中で小学校に公衆電話を設置するという中で90台というお話をいただいたんですけれども、これはいざというときのために準備をしておくという防災費として、指定避難所に特設公衆電話を設置するのでしょうか。

もう1点、海洋センタープールのトイレの洋式化です。男女のトイレありますけれども、今2つずつ4つあると思うんですけれども、洋式の個数はどのように考えていますでしょうか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（阿部清茂君） 議員申されているように、いざというときのための電話をうちのほうで購入しておくということで、回線だけはNTTさんに引いてもらっておくという内容でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤和江君） 海洋センタープール整備でございますが、内容としましては男子トイレが洋式で1組、女子トイレが2組と計画しております。以上です。

議長（佐藤 實君） 17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） 防災費、わかりました。海洋センタープールの工事なんですけれども、間もなく、プールそろそろ終わると思うんですけれども、プールが使えるの

は、9月30日までですかね。それ以降に工事をするという計画なのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤和江君） 今議員がおっしゃったように、今シーズンのプールの一般開放は9月4日までということで先日の日曜日で利用については終了ということで、今後幾つかのイベントは行いますが、一般向けについては4日で終わっておりますので、プールを使わない時期に工事をしまして、来年度に向けたということでこのような計画をさせていただきました。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 17番佐藤アヤ議員。

17番（佐藤アヤ君） そうすると、926万円という金額ですけれども、トイレの洋式化よりも、下の段にある海洋センタープール内部・外部給水管改修工事が早急に行わなければならないのでしょうか。トイレの改修でしたら来年度でも工事が間に合うのかなと思うんですけれども、こちらのほうの給水管改修工事を早目にしなくちゃならないような状況なので、あわせてトイレ工事もするという事なのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（佐藤和江君） 先ほど、トイレ改修については長年、利用者から要望があったということでなるべく早くとは思っておりましたが、今回一部漏水がありまして業者に調査をお願いしたところ、こちらのプールは昭和57年度から事業を開始しております。その関係でかなり管自体が劣化しておりまして、その管も早急に直さなきゃだめで、今議員がおっしゃるように、管を直すのであれば今までの課題となっていたトイレについても一緒に工事をしたほうが効率がいいというか、そういうことも考えまして一緒に工事することにいたしました。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。7番安藤美重子議員。

7番（安藤美重子君） 24ページ、橋梁新設改良工事なんですけれども、鷺屋橋の改修工事というのはいつから始まって完成はいつごろになるのか。住民の皆様にはどのようにその期間、通行どめになるということでお知らせするのか。それをひとつお願いします。

22ページ、先ほどの番屋のことなんですけれども、これはいつごろ完成して、いつごろ私たちにも開放していただけるのか。完成の時期をお知らせください。お

願います。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 鷺屋橋の改修工事につきましては、先ほど企画財政課長の概要説明にございましたけれども、神宮寺高屋線自体が避難道路という位置づけであります。ここの橋につきましては高屋堀の排水路と十文字西線の用水路という2本の水路が走っております。今回、14面張りのボックスカルバートをそれぞれ設置する形の橋を講じております。金額も6,800万円ということでございますので、もちろん議会案件となりますので、一般競争入札となりますが、12月議会で工事の議案を認めていただくという形で、3月末までに改修できる工期を設定したいと思っております。

通行どめの関係なんです、ここにつきましては北側及び南側に狭い橋がございますので、そちらを迂回路として使っていただくということで、鷺屋、蕨の各お宅には回覧板等で周知をし、区長にもご理解をいただくということでお話は進めております。そういった形で工事を進めてまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 2点目の番屋については、先ほど説明申し上げました日本財団の補助を受けまして、宮城県漁業協同組合が事業主体となりまして施設整備に入ります。今回、9月補正で先ほど説明申し上げました番屋の用地確定測量と番屋の用地整備補助金をお認めいただければ、今後のスケジュールとしては番屋の用地確定測量を行いまして、番屋用地の整備、いわゆる盛り土、土工工事をします。整備工事完了後は、漁協が事業主体でございますので、施設整備ということで最初の段階としては建物の芯出しとか、そういうことで始まると思います。

お聞きしたお話ですが、今年度、来年3月完了する予定なんですけれども、今のところで行きますとスケジュール若干ずれているということで、恐らく繰越工事になるのかと思います。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第70号 平成28年度亶理町一般会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号 平成28年度亶理町一般会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第71号 平成28年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議長（佐藤 實君） 日程第23、議案第71号 平成28年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件と議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） 議案第71号 平成28年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書第2号、1ページをお開きください。

議案第71号 平成28年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

平成28年度亶理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによるということで、第1条 歳入歳出予算の補正。歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ170万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億978万5,000円とするものでございます。

歳出よりご説明いたします。10ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては1款1項1目一般管理費におきまして、住基情報システム改修業務委託料として170万2,000円を追加補正するものでございます。平成30年度から国民健康保険税等の改正に伴い、県と町が共同で国保事業の運営を行うことになるため、今度、県が運用することになる国保事業費納付金等算定標準システムとの連携を図るためのシステム改修業務委託料でございます。

続きまして、歳入になります。8ページに戻ります。

歳入につきましては、今回の財源といたしまして3款2項7目業務準備事業費補助金として同額を追加補正してございます。これは全額、国からの補助となるものでございます。以上で終わります。よろしく申し上げます。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 11ページになりますけれども、お話しいただいた住基情報システム改修業務委託料。これは国保が都道府県化という格好になるためのものだと思うんですけども、国保都道府県化のスケジュールについてお伺いしたいと思えます。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（岡元比呂美君） ただいま、県医療整備課に平成30年度に向けての市町村に対しての統一的な事業になるための協議会のようなものを設置しております。市町村それぞれに対して、財政部会とか事務部会のような部会、担当課長の会議等それぞれ設けておりまして、課題を出し合って問題を進めております。

今回のシステム改修について、正確な日付等はまだ県からおりてはきていないんですけども、年内中には納付金額が参考値として示されると言われております。それを示すための統一的な全市町村のシステム改修となっておりまして、その参考値となる国保納付金額が示されたのに基づいて、各市町村で現在賦課している税額等が妥当かどうかという検討が29年度等が入ってくるものと思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第71号 平成28年度亘理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号 平成28年度亙理町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第72号 平成28年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議長（佐藤 實君） 日程第24、議案第72号 平成28年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） それでは、平成28年度亙理町介護保険特別会計補正予算書（第2号）をご準備いただきたいと思ひます。

初めに1ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第72号についてご説明申し上げます。

議案第72号 平成28年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第2号）

平成28年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億8,033万6,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、介護給付費負担金の精算により返還金が生じるものが主なものでございます。

初めに歳出からご説明させていただきますので、10ページをお開き願ひたいと思ひます。10ページ下段右側からの説明でございます。

平成27年度分の事業費の確定に伴ひまして、介護給付費負担金を精算した結果、返還金が生じたことから6款3項1目返還金として3,304万円を追加補正するとともに、その財源といたしまして、5款1項1目基金積立金を3,275万4,000円を減額し充当するものでございます。

さらに、不足分がございますので、歳入8ページをお開き願ひたいと思ひます。

歳入ですが、ただいま歳出でご説明いたしましたとおり、事業費確定に伴ひ繰越金も確定したことから、9款1項1目繰越金9万9,000円を追加補正するものです。

が、さらに歳入に不足する分がありますことから、調整財源といたしまして8款2項1目介護給付費準備基金繰入金18万7,000円を追加補正するものでございます。以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。12番大槻和弘議員。

12番（大槻和弘君） 9ページ、介護給付費準備基金繰入金、11ページ、介護給付費準備基金積立金、両方の基金の残高をお知らせ願います。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 介護給付費準備基金の残高でございますが、現在1億4,556万1,000円となっております。歳出の基金積立金につきましては、減額しますと2万5,000円の残となります。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第72号 平成28年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号 平成28年度亘理町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第73号 平成28年度わたり温泉島の海特別会計補正
予算（第1号）

議長（佐藤 實君） 日程第25、議案第73号 平成28年度わたり温泉島の海特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 議案第73号 平成28年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

それでは、別冊のわたり温泉鳥の海特別会計補正予算書（第1号）をご用意いたします。

初めに、1ページをお開きください。

議案第73号 平成28年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,321万円とするものでございます。

これにつきましては、初めに歳出からご説明いたしますので、10ページをお開きください。

1款1項1目わたり温泉鳥の海管理運営費でございます。わたり温泉鳥の海のレストランにつきましては、昨年、はらこ飯のシーズンに合わせまして試験的に自前で営業を行いました。その結果につきましては若干の黒字は出したものの予定を大幅に下回りまして、サービス業の難しさを痛感いたしました次第でございます。

そこで、今年度は昨年の課題等も踏まえまして、レストラン運営経験豊かな事業者を募り委託する方針とし公募の結果、町内のモリプレゼンス株式会社、いわゆるおしか商店を運営されているところでございますが、委託することが決定したところでございます。今回の補正につきましては、レストラン運営に伴う営業期間中の4階フロアの清掃業務委託料として51万3,000円を追加するものが主なものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、8ページをお開きください。

1款1項5目使用料収入でございますが、今回レストラン運営業務の委託事業者からの施設使用料といたしまして274万8,000円を追加するものと、4款1項1目繰入金でございますけれども、今回の補正によりまして歳入歳出差し引きにより歳入超過となるため、わたり温泉鳥の海運営基金からの繰入金を220万1,000円減額補正するものでございます。以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。6番高野 進議

員。

6 番（高野 進君） 2点質問いたします。

まず1点目。レストランはご承知のように9月3日から営業しております。きょうで5日目になります。9月7日ですから。補正予算の採決が済んでから本来事業を開始すべきではなかったのかなと思いますけれども、いかがかということ。これが1つ。

2つ目。9ページのところで使用料収入が274万8,000円ございます。この中に光熱水費、エレベーター運行に係るメンテナンス、電気料、それらが含まれているのかどうか。以上2点お伺いします。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） まず、営業の日にちでございますけれども、9月3日から既に営業しているものでございます。これにつきましては今回の補正予算の審議の前に営業しているということでございますが、わたり温泉島の海の営業努力の1つとして、お客様へのサービスに向けた営業ということで通常の業務として始めた次第でございます。それが1点目でございます。

使用料につきましては、光熱水費が売り上げの2%ということにいただくような形で、これにつきましては募集した際に提案をしていただきまして、その際に使用料というのがありますけれども、それについてどのような考えをお持ちかということで提案をいただきました。その中で、モリプレゼンスさんから売り上げの使用料が6%で、光熱水費は2%ということで合わせて8%を使用料として町へ納めるという形で提案をいただいた次第でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。11番鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 11ページ、2款1項1目01、そして前に戻って9ページ、4款1項1目、これでプラスマイナスすると基金残高は現時点で幾らになりますか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 申しわけございません。今手持ちの資料がございませんので後で回答申し上げます。

議長（佐藤 實君） 11番鞠子幸則議員。

11番（鞠子幸則君） 基本的なことなんです。佐勘に貸し付けするわけでありますから、基金の残高幾らという極めて基本的なことですから、ぜひ今後は用意していただ

きたい。

9 ページ、1 款 1 項 5 目、先ほど質疑ありましたけれども、公募されたといいますが、モリプレゼンス株式会社だけだったんですか、1 社だけだったんですか、それとも複数社あったんですか。

議 長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 済みません、現在の基金残高は3,172万5,000円でございます。

次に、今回の公募に当たりましては1社でございます。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） 11番鞠子幸則議員。

1 1 番（鞠子幸則君） 先ほど、高野 進議員の答弁で、使用料が光熱費が2%となっておりますけれども、全体の何%となるのか。そして期間はいつからいつまでなのか答弁をお願いします

議 長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 使用料のそれぞれの内訳ということでよろしいでしょうか。

（「全体の」の声あり）まず、向こうからの提案でございますが、そちらが平日を1日当たり200食と提案いただきました。土日に関しましては1日300食という形での提案をいただいて、それを日にちで計算しますと、運営する日にちなんですけれども9月3日から12月11日まで行います。その日を合わせますと売り上げといたしまして3,435万円。こちらが向こうの売り上げという形での数字が出ております。その中でまず使用料といたしまして売り上げの6%で206万1,000円。光熱水費が売り上げの2%で68万7,000円、合わせますと274万8,000円と数字で出します。以上でございます。

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。9番高野孝一議員。

9 番（高野孝一君） 11ページ、管理費、4階フロア清掃業務委託料並びに厨房関係の清掃なんですけれども、合計51万3,000円。皆さんも覚えていると思いますけれども、去年9月レストラン開業するに当たりまして同じような項目で清掃費を計上しておりました。金額は66万5,000円です。去年66万5,000円かけてさらに1年過ぎて51万3,000円、どのような清掃をするのかお聞きいたします。

議 長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） こちらの51万3,000円の内訳でございますけれども、厨房関

係の清掃業務でございます。これは1年間清掃をしていなかったものでございますので、そちらに係る清掃が1つ。4階フロアの清掃業務委託につきましては、その期間だけ4階フロアをプラスするという形での清掃委託になりますので、単純に計算しますとそれが3カ月分ということになります。以上です。

議長（佐藤 實君） 9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） 4階フロアは営業期間に際して、毎日か2日おきかに清掃するという話を聞きました。厨房は当然9月3日から開業しているのですから、これ可決してあしたから清掃といかないでしょう。もう既に営業しているんですよ。それで、きょう可決したら、あしたかあさって清掃会社に発注して、そこで1日か2日かかりますよね。そうすると、当然きょうが8日ですから、3日か4日、日にちを費やせば当然来週の頭ぐらいに終了の日にちが決まってしまう。本来であればそこからモリプレゼンスに営業というのが普通なんですけれども、清掃する前に既に営業しています。厨房はどういう形で今後清掃するんですか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 厨房の清掃につきましてはモリプレゼンスさんで既に行っております。今後も毎日の厨房の清掃につきましてはモリプレゼンスさんで行うようになっております。これは一番最初の清掃だけという形でございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 9番高野孝一議員。

9番（高野孝一君） そうすると、亙理町で清掃するのでなくて、とりあえずモリプレゼンスさんで清掃して立てかえていただいている。その経費分としてきょう可決したのを後日お支払いするということですか。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 企業努力といいますか、一番最初の部分についての5万9,000円についてはモリプレゼンスのほうでやっていただいたものに対する支払いという形になります。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 先ほどの説明の中で試験営業は若干の黒字であったということでしたが、黒字というのはどこまでの黒字をいうのかわかりませんが、本来なら売上額、処理額、経費、経費の中には人件費も入るんです。そ

して管理経費、その他経費も入って、そして黒字というんですけれども、そういうもの全部含めて黒字だったのかどうか伺います。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 昨年の数字でございますけれども、売上額総額1,095万4,000円でございます。それに対するはらこ飯の期間のレストラン運営に関する支払い総額が1,054万6,296円ということで40万7,000円ちょっとの歳入歳出の差し引きで出ております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 14番鈴木邦昭議員。

14番（鈴木邦昭君） 私が聞きたいのは、本来なら人件費も入るんですよ。こういったものも含めての計算での黒字なのかどうかということを伺いたい。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（齋 義弘君） 人件費は入っております。以上です。

14番（鈴木邦昭君） 人件費も入れてなんですね。入れて若干の黒字ということですか。わかりました。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第73号 平成28年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号 平成28年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第74号 平成28年度亙理町水道事業会計補正予算
（第1号）

議長（佐藤 實君） 日程第26、議案第74号 平成28年度亙理町水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、議案第74号 平成28年度亙理町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

別冊予算書をごらんいただきたいと思います。

今回の補正につきましては、国庫補助の生活基盤施設耐震化等交付金の金額の確定と建設改良費で避難道路町道野地流線関連の町道流中新田線の配水管布設工事等の増によるものが主なものでございます。

第1ページ、第1条、平成28年度亙理町水道事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第2条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額は次のとおり補正する。

収入、第1款第1項企業債、既決予定額1億9,630万円に600万円を追加し、2億230万円とするものでございます。

第1款第5項国庫補助金、既決予定額8,200万3,000円から600万7,000円を減額し、7,599万6,000円とするものでございます。

支出、第1款第1項建設改良費、既決予定額4億2,359万4,000円に3,500万円を追加し、4億5,859万4,000円とするものでございます。

第3条、予算第5条に定めた起債の目的及び限度額は次のとおり補正する。起債の目的と限度額、配水管整備事業、既決限度額1億9,260万円に600万円追加し、1億9,860万円とするものでございます。

次の2ページ、3ページをお開きください。

資本的収入、1款5項1目国庫補助金600万7,000円の減額補正につきましては、生活基盤施設耐震化等交付金の減によるもので、交付金事業の採択状況等によるものでございます。この事業は避難道路町道五十刈線と同一路線で配水管耐震化を行っているところでございます。この減額を補うため、1款1項1目企業債によりまして600万円の追加補正を行うものでございます。

資本的支出、1款1項3目改良事業費3,500万円の追加補正につきましては、避

難道路野地流線でございますけれども、事業進捗によりまして関連して配水管布設工事を行うものとしまして、町道流中新田線等に配水管を埋設するものでございます。以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第74号 平成28年度亙理町水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、議案第74号 平成28年度亙理町水道事業会計補正予算（第1号）の件は原案のとおり可決されました。

日程第27 報告第15号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）

議長（佐藤 實君） 日程第27、報告第15号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

〔議案末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案書72ページをお開きいただきたいと思います。

報告第15号 専決処分の報告について（工事請負変更契約）です。

平成28年6月23日、工事請負の変更契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分した。よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次の73ページが専決処分書になります。

専決処分書。平成27年度（復交）町道荒浜江下線道路改良工事について、工事請負変更契約を締結する必要が生じたので、専決事項の指定第1項の規定により専決処分したものです。

資料につきましては次の74ページをお開きください。

工事名が平成27年度（復交）町道荒浜江下線道路改良工事です。

第2回変更契約年月日が平成28年6月23日。変更請負金額が8,561万520円。186万9,480円の減額です。契約の相手方が八木工務店・芦名組・丸福建設 復旧・復興建設工事共同企業体です。

工事概要、主な変更理由については、当初計画において県道相馬亘理線への取り付け工事については県道部分を掘削し路盤を入れかえる予定でしたが、工事着手後、県道を管理している仙台土木事務所と現地調査及び協議の結果、現況の舗装合計厚を維持できれば路盤入れかえを行わないとの結論に達したことから、路面切削工での施工方法に変更となったため、下層路盤工の数量をここに記載の数量のとおり変更し、路面切削工3.9センチ施工を105平方メートル、9.6センチ施工を1,920平方メートルを新たに施工したものです。

75ページが施工箇所、76ページが主要地方道相馬亘理線の計画平面図、77ページが本線荒浜江下線の計画平面図で、塗色した部分が施工区域となります。78ページが相馬亘理線の標準断面図で下段の朱書き部分が今回の変更箇所となります。

工期については変更前と同じになります。以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で、報告第15号 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますので、ご了承願います。

日程第28 報告第16号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）から

日程第30 報告第18号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）まで

（以上3件一括議題）

議長（佐藤 實君） 日程第28、報告第16号 専決処分の報告についてから日程第30、報告第18号 専決処分の報告についてまでの以上3件は、関連がありますので一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 報告第16号から報告第18号について、当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続いて、議案書79ページをお開きください。

初めに報告第16号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）でございます。

平成28年8月15日、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分した。よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

80ページをお開きいただきたいと思っております。

専決処分書。平成28年4月7日に亘理町字旧館61番地22で発生した公用車の事故について、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の必要が生じたので、専決事項の指定第2項の規定により専決処分したものでございます。

月日については、平成28年8月15日でございます。

次に、81ページをごらんください。別紙として和解及び損害賠償の額について。

平成28年4月7日に亘理町字旧館61番地22で発生した公用車の事故について、下記のとおり賠償額を決定し和解するということで、具体的な事故の内容については、亘理町中央公民館北側出入り口におきまして公用車が右折しようとしたところ、右側より直進してきた相手方の乗用車と衝突した物損事故でございます。なお、双方とも人体につきましては一切けが等はないということでございました。

記といたしまして和解の相手方、所有者、亘理郡亘理町逢隈鹿島字吹田38番地2。運転者、岩瀬正治。

和解の内容としまして（1）亘理町は本件事故に関し、補修費として上記相手方に対し、金32万3,154円を支払うものとする。（2）相手方と亘理町は本件事故に関し、本条項に定めるほか今後いかなる事情が発生しても異議申し立てしないことを双方とも確約するという内容でございます。

続きまして、議案書82ページをお開きください。

報告第17号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）です。

平成28年8月15日、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分した。よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

83ページをごらんください。

専決処分書。平成28年4月8日に亙理町逢隈上郡字雁田97番地7で発生した公用車の事故について、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の必要が生じたので、専決事項の指定第2項の規定により専決処分したものでございます。

月日については、平成28年8月15日でございます。

次に、84ページをごらんください。別紙として和解及び損害賠償の額について。

平成28年4月8日に亙理町逢隈上郡字雁田97番地7で発生した公用車の事故について、下記のとおり賠償額を決定し和解するという事で、具体的な場所については田園亙理店脇の町道上郡小山線で、そこから北進し、1本目の交差点におきまして公用車が一時停止後、西側及び東側へ交差点を越え直進しようとした際、見通しが悪いため安全確認のため徐行運転しながら直進した際に、相手の車が南側より北側へ交差点を直進してきた際、相手方車左後部に接触した物損事故でございます。双方とも人体につきましてはけがはないということでございました。

記としまして和解の相手方につきましては、所有者、亙理郡亙理町逢隈上郡字堤ノ内50番地154、齊藤英泉。運転者が齊藤さおりでございます。

和解の内容につきまして（1）亙理町は本件事故に関し、補修費として上記相手方に対し、金12万5,116円を支払うものとする。（2）相手方と亙理町は本件事故に関し、本条項に定めるほか今後いかなる事情が発生しても異議申し立てしないことを双方とも確認するという内容でございます。

続いて、85ページをお開きいただきたいと思います。

報告第18号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）でございます。

平成28年8月15日、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。よって、同条第2項の規定により報告するものでございます。

86ページ、専決処分書になりますのでごらんください。

専決処分書。平成28年6月9日に亙理町字旧館61番地22で発生した公用車の事故

について、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の必要が生じたので、専決事項の指定第2項の規定により専決処分したものでございます。

月日については、平成28年8月15日でございます。

続いて、87ページをごらんください。別紙として和解及び損害賠償の額について。

平成28年6月9日に亙理町字旧館61番地22で発生した公用車の事故について、下記のとおり賠償額を決定し和解するということで、具体的な事故の内容については、亙理町中央公民館東側町民広場駐車場へ公用車を駐車する際、後方に駐車していた相手方の車にバックで衝突したことにより、相手方車の後方部を損傷させた物損事故でございます。なお、双方とも人体については一切けが等はないということでございます。

記といたしまして和解の相手方につきましては、所有者、柴田郡柴田町槻木白幡1丁目5番38-1-A102。運転者、佐々木祐子。

和解の内容としまして(1) 亙理町は本件事故に関し、補修費として上記相手方に対し、金7万818円を支払うものとする。(2) 相手方と亙理町は本件事故に関し、本条項に定めるほか今後いかなる事情が発生しても異議申し立てしないことを双方とも確約するという内容でございます。以上で報告を終わります。

議長(佐藤 實君) 以上で、報告第16号 専決処分の報告についてから報告第18号 専決処分の報告についてまでの説明が終わりましたが、本件は報告だけありますので、ご了承願います。

日程第31 報告第19号 平成27年度亙理町健全化判断比率及び資金不足比率についてから

日程第32 報告第20号 平成27年度亙理町水道事業会計の資金不足比率についてまで

(以上2件一括議題)

議長(佐藤 實君) 日程第31、報告第19号 平成27年度亙理町健全化判断比率及び資金不足比率について及び日程第32、報告第20号 平成27年度亙理町水道事業会計の資金不足比率についての以上2件は、関連がありますので一括議題といたします

す。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 初めに、報告第19号について、当局からの提案理由を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 議案書88ページをお開きいただきたいと思います。報告第19号について説明申し上げます。

報告第19号 平成27年度亘理町健全化判断比率及び資金不足比率について。

平成27年度亘理町健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、下記のとおり報告するというので、この内容につきましては、平成19年度決算から財政の健全化を判断する指標として公表が求められておりますが、本町におきましては、平成27年度におきましても財政健全化法に基づく4指標のいずれもが、国の示す早期健全化基準及び財政再生基準を大きく下回るとともに、資金不足比率についても経営健全化基準を下回り、健全財政を維持しているものでございます。

初めに、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、その名称のとおり赤字の状況を比率であらわすものであり、いずれの比率におきましても黒字となっているため、数値としてあらわせないものでございます。

実質公債費比率につきましては、早期健全化基準25%及び財政再生基準35%となっておりますが、平成26年度より1.4%下がり、7.1%となったものでございます。

将来負担比率につきましても、実質赤字比率、連結実質赤字比率と同様、数値としてあらわせないものであり、早期健全化基準である350%を大きく下回っているものであります。

次に、資金不足比率につきましては、亘理町公共下水道事業特別会計、わたり温泉鳥の海特別会計、亘理町工業用地等造成事業特別会計の3会計とも資金不足が生じていないため、数値としてあらわせないものでございます。

以上で報告第19号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 次に、報告第20号について、当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） それでは、議案書89ページをお開きいただきます。

報告第20号 平成27年度亙理町水道事業会計の資金不足比率についてご説明いたします。

平成27年度亙理町水道事業会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、下記のとおり報告するものでございます。

資金不足比率、亙理町水道事業会計、資金不足比率につきましては、資金不足が生じていないため、数値としてあらわせないものとなっております。表につきましては、ハイフン表示という形で表示してございます。以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で、報告第19号 平成27年度亙理町健全化判断比率及び資金不足比率について及び報告第20号 平成27年度亙理町水道事業会計の資金不足比率についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますのでご了承願います。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時03分 散会

上記会議の経過は、事務局長 渡辺 壮一 の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亙理町議会議長 佐藤 實

署名議員 鈴木 高行

署名議員 渡邊 重益